



新宮町 こども計画

(令和7～11年度)



令和7年3月
新宮町

新宮町こども計画策定に当たって

こどもは次代を担うかけがえのない存在であり、すべてのこどもたちが夢と希望をもち、健やかに成長することは町の願いです。

これまで、本町では、国が示す基本指針である子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、平成27年4月から第1期・第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の提供を図ってきました。しかし、全国的な少子化の進行は本町も例外ではなく、平成28年をピークに400人を超えていた出生数も減少を続けており、私たちの町の未来にとって大きな課題となっています。また、少子化の進行とともに、こどもやその家族が抱える問題は日々多様化しており、専門的な支援や相談サービスが求められています。



町では、町立幼稚園、認可保育園、認定こども園などの教育・保育施設の質と充実を図るとともに、令和6年4月1日にはこども家庭センター「はぐうる」を開設し、保健師、社会福祉士、臨床心理士などが相談の内容に応じて、情報の提供や、適切なサービスや支援機関につなぐといった取組を行っています。このほか、こどもを持つ家庭への経済的支援としまして、令和6年10月から「第2子以降保育料無償化」を新たな町独自の施策として実施しています。

このたび、すべてのこどもたちが自分の意見を言える場所を持ち、家庭や学校、地域社会で支援を受けながら健やかに成長できる環境を整えるための方針や施策をまとめたこども計画を策定しました。

こども計画策定に当たりましては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」第3条に明記されているこどもの意見表明機会・参画の確保、その最善の利益を優先して考慮するという基本理念に基づき、こども・若者・子育て当事者からアンケート調査による意見聴取を行い、子育て支援に携わる関係機関の方々の御審議をいただきました。常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、この計画に基づき、町が今後も活気に満ち、こどもたちが安心して成長できる場所であり続けるための町づくりを推進していきます。

結びに、こども計画策定に当たりまして、アンケート調査の内容から御審議いただきました「新宮町こどもまんなか会議」の皆様、貴重な御意見・御提言をいただきました「新宮町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました町民の皆様など関係された全ての方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

新宮町長

新宮 光昭

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	こども・子育てをめぐる国の動き	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
6	計画における「こども」と「子ども」の表記について	3

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1	人口等の状況	5
	(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	5
	(2) 家族類型別一般世帯数の推移	6
	(3) 出生数の推移	6
	(4) 合計特殊出生率の推移	7
	(5) 自然動態（出生数と死亡数）・社会動態（転入数と転出数）の推移	7
2	教育・保育の状況	9
	(1) 児童数の推移	9
	(2) 町内認可保育所等、幼稚園、届出保育施設の状況	10
3	就労の状況	13
	(1) 女性の年齢階級別労働力率	13
	(2) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移	14
4	母子保健の状況	15
	(1) 乳幼児健康診査の状況	15
	(2) 電話相談の状況	15
	(3) 妊産婦への支援の状況	16
	(4) 発達相談の状況	16
5	アンケート調査結果による新宮町の現状	17
6	「こどもまんなかモニター」による意見表明	32

第3章 計画の基本的な考え方

1	こども計画でめざす姿（基本理念）と基本方向	33
2	計画の推進にあたっての基本的考え方	34
3	計画の基本方向	35
4	計画の体系	38

第4章 施策の展開

基本方向Ⅰ すべてのこどもが持つ権利を保障し、 こどもの健やかな成長を支援する

- 1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進 …… 39
 - (1) こどもの権利の普及啓発 …… 39
 - (2) こどもの権利に関する学習機会の充実 …… 39
- 2 こどもの意見表明とその尊重 …… 40
 - (1) こどもの意見表明・参加の機会確保 …… 41
 - (2) こどもの権利侵害の防止、相談・救済 …… 41
- 3 こどもの居場所づくり、学びや遊び体験への支援 …… 44
 - (1) 安心して過ごせる居場所づくり …… 45
 - (2) 学習機会の充実 …… 46
 - (3) 遊び・体験の機会の充実 …… 46

基本方向Ⅱ こどもが安心して育つための家庭への支援

- 1 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援 …… 48
 - (1) 妊娠、出産から子育てまでの支援の実施 …… 48
 - (2) 子育て支援サービスの充実 …… 50
 - (3) 子育てに関する相談体制の充実 …… 51
- 2 生活に困難を抱える子育て家庭への支援 …… 52
 - (1) 生活困窮家庭への支援 …… 52
 - (2) ひとり親家庭への支援 …… 53
- 3 こどもの発達・成長に応じた支援 …… 54
 - (1) 発達に課題や障害があるこどもへの支援 …… 54

基本方向Ⅲ こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の充実

- 1 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備 …… 56
 - (1) 教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 …… 56
 - (2) 学童保育所の整備 …… 57
- 2 質の高い教育・保育サービスの提供 …… 57
 - (1) 就学前の教育・保育の質の向上 …… 57
 - (2) 多様な教育・保育サービスの充実 …… 58

基本方向Ⅳ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

- 1 地域における子育て支援活動の推進 …… 60
 - (1) 地域における子育て支援ネットワークの強化 …… 60
- 2 子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備 …… 60
 - (1) 子育てしやすいまちづくり …… 61
 - (2) こどもの安全・安心の確保 …… 61

3	すべての若者の健やかな育成支援	62
	(1) 若者の活動・社会参画の機会の充実	62
	(2) 若者の居場所の充実	63
	(3) 若者に関する相談支援体制の整備	63
	(4) 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援	64

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	子ども・子育て支援事業計画の考え方	67
2	子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保策	67
	(1) 教育・保育提供区域について	67
	(2) 対象事業と対象年齢	67
	(3) 「量の見込み」の算出方法	69
	(4) 教育・保育事業	70
	(5) 地域子ども・子育て支援事業	72
	(6) 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	82
	(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	83

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	85
2	計画の点検・評価	85

資料編

1	計画策定の経過	87
2	新宮町子ども・子育て会議条例	89
3	新宮町子ども・子育て会議委員名簿	90
4	こどもまんなか会議委員名簿	92

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的な少子高齢化が進展する中、共働き家庭が増加する一方で地域の見守りやコミュニティのつながりが希薄になるなど、こどもと子育て家庭、若者を取り巻く環境は近年大きく変化しており、子育て支援サービスへの需要は一層高まっています。さらに、児童虐待への対応や発達に課題や障害があるこどもへの支援、保育・教育の質の向上などの取組を進める必要があります。

また、こどもの貧困が社会的な問題として注目されるようになり、2019年（令和元年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村においてこどもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。さらに、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーの問題など、こどもの人権や育ちを守る観点から、取組が急務となっている様々な課題が浮上しています。

本町では、こどもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、2015年（平成27年）3月に「新宮町子ども・子育て支援事業計画」を、2020年（令和2年）3月には「第2期新宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所の待機児童の解消や子育て支援サービスの計画的な整備を進め、こどもと子育て家庭を地域全体で支援していくための取組を進めてきました。

一方、本町においては、若年層や子育て世代の転入などにより人口は増加傾向となっており、また若年人口比率も全国平均より高い水準にあることから、子育て支援や保育・教育環境の充実は重要な施策となっている一方で、将来的には本町においても人口が減少に転じることが想定されることに加え、すでに一部地域では人口減少が進行しており、地域での子育て支援やこどもの見守りなど、地域コミュニティの維持が大きな課題となってくると考えられます。

これらの課題を踏まえ、前計画の成果と課題を検証し、引き続き計画的にこども・子育て支援施策を推進するため、こどもの貧困対策や若者支援策を含めた新たな「新宮町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 こども・子育てをめぐる国の動き

国は、1990年（平成2年）の「1.57 ショック」を契機として、仕事と子育ての両立支援など少子化対策に取り組んできました。1994年（平成6年）に「エンゼルプラン」、1999年（平成11年）に「新エンゼルプラン」を策定し、対策が講じられてきましたが、その後も少子化が進行し、2003年（平成15年）には「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が制定され、少子化の流れを変えるための「4つの重点課題」と「28の具体的行動」を示した「子ども・子育て応援プラン」が策定されるとともに、地方公共団体や一定規模以上の企業に対し、次世代育成支援のための取組を促進するよう、行動計画の策定が義務づけられました。

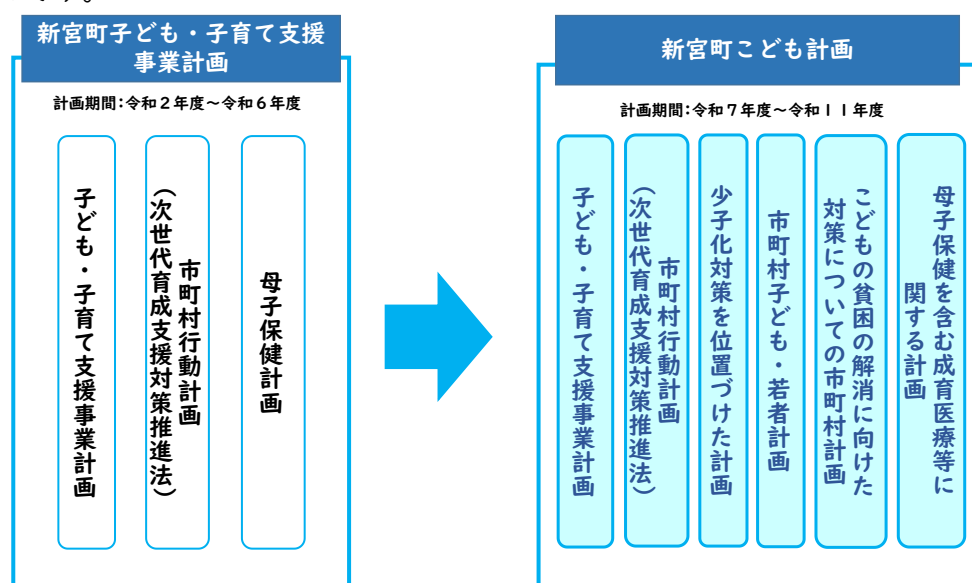
2009年（平成21年）には、ひきこもりや不登校等のこども・若者が抱える問題を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、こども・若者や子育て当事者を対象とする施策を展開してきましたが、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012年（平成24年）8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現が目指し、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供や、地域のこども・子育て支援の充実などの「子ども・

子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行しました。2017年（平成29年）6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿が整備することとされ、2019年（令和元年）10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、2020年（令和2年）12月には、「子育て安心プラン」に代わる「新子育て安心プラン」が発表されるなど、子育て世帯に対する制度の改善・充実が図られてきました。

2023年（令和5年）4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たってはこどもの意見を反映するための取組が国や地方公共団体の義務として規定されています。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として位置付け、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画として位置付けています。
- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
 - ②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
 - ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
 - ④子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」
- (2) 本計画は、町の最上位計画である「第6次新宮町総合計画」におけるこどもと子育て施策の推進に関する分野別計画として位置付けられ、他の分野別計画とも整合性を図って策定したものです。
- (3) 本計画は、2015年（平成27年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として2030年（令和12年）を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するための17の目標（ゴール）にも配慮して策定したものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

2025年 (令和7年度)	2026年 (令和8年度)	2027年 (令和9年度)	2028年 (令和10年度)	2029年 (令和11年度)
新宮町こども計画				
進捗状況を適宜、把握・点検				

5 計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね18歳までのこどもと子育て当事者、13歳から30歳までの若者を対象としています。ただし、施策によっては概ね39歳までの若者とその家族も対象としています。

0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期前半	青年期後半
こども			若者	

6 計画における「こども」と「子ども」の表記について

「こども基本法(令和4年法律第77号)」において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を18歳や20歳といった一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がなされています。

このことを踏まえ、本計画では法令名や固有名詞を除き、平仮名表記の「こども」と表記します。

第2章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況



第2章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

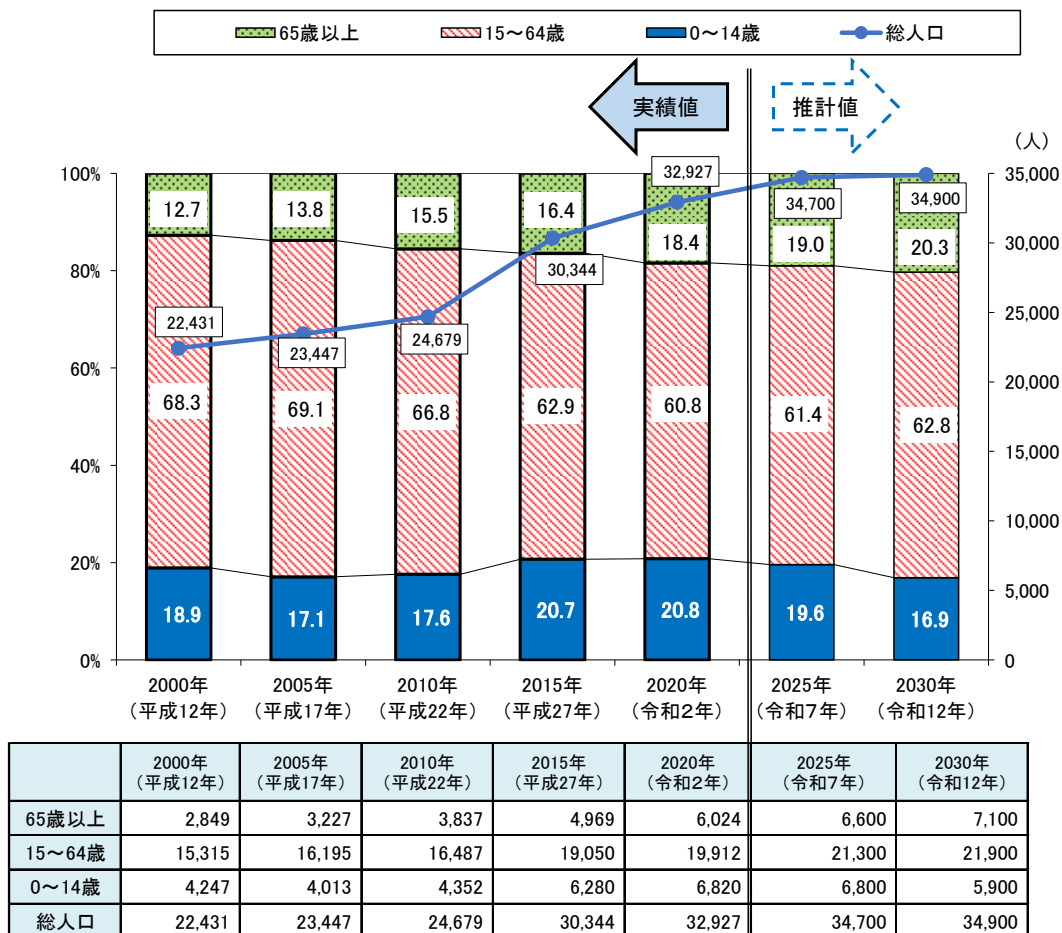
1 人口等の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

新宮町の総人口は、2010年代に大きく増加し、2000年（平成12年）の22,431人から2020年（令和2年）には32,927人となっています。今後もしばらくは増加傾向が続くと推計されており、2030年（令和12年）には34,900人に達するとみられています。

年齢3区分別の割合をみると、新宮町の高齢化率は相対的に低い割合で推移しているものの、老年人口（65歳以上）割合は徐々に増加しており、2030年（令和12年）には20.3%と推計されています。一方、年少人口（0～14歳）割合は、2020年（令和2年）の20.8%から2030年（令和12年）には16.9%と、今後減少していくとみられています。

図表2-1-1 年齢区分別人口割合の推移と将来推計



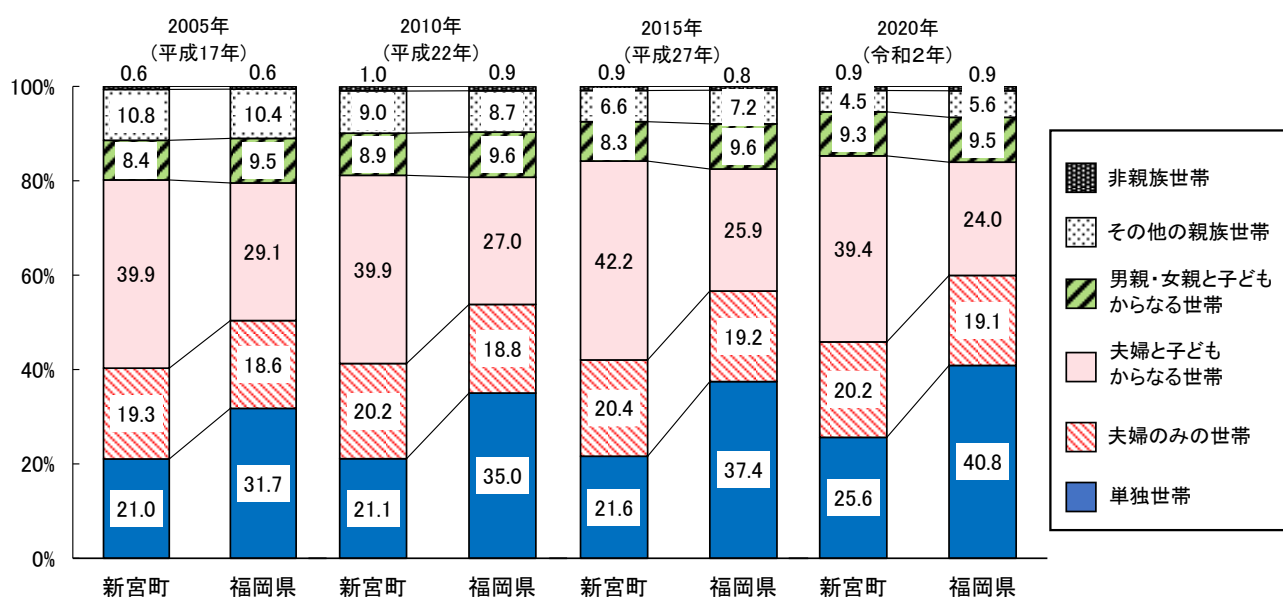
資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

2025、2030年は、第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

新宮町における家族類型別の一般世帯の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」が2005年(平成17年)の39.9%から2015年(平成27年)には42.2%と増加していますが、2020年(令和2年)には39.4%とやや減少しています。一方、「単独世帯」の割合は、2005年(平成17年)の21.0%から2020年(令和2年)には25.6%と増加しています。また、「男親・女親と子どもからなる世帯」も、2005年(平成17年)の8.4%から2020年(令和2年)には9.3%とやや増加しています。福岡県全体と比較すると、新宮町は「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が福岡県より高く、「単独世帯」の割合は福岡県に比べて低くなっています。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



(3) 出生数の推移

新宮町における出生数は、2015年(平成27年)には400人を超えていましたが、その後は減少傾向となっており、2023年(令和5年)には300人を下回り、247人となっています。

図表2-1-3 出生数の推移

(単位:人)

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
出生数	363	325	309	307	247

資料:人口移動調査

(4) 合計特殊出生率の推移

新宮町における期間合計特殊出生率は、1998年(平成10年)から2017年(平成29年)までは増加傾向が続いており、特に2008年以降は1.8を超えて高い値を示していましたが、2018年(平成30年)から2022年(令和4年)には1.77とやや低下しています。それでも、福岡県や全国の平均と比較すると、高い水準を維持しています。

図表2-1-4 期間合計特殊出生率の推移(福岡県・全国比較)

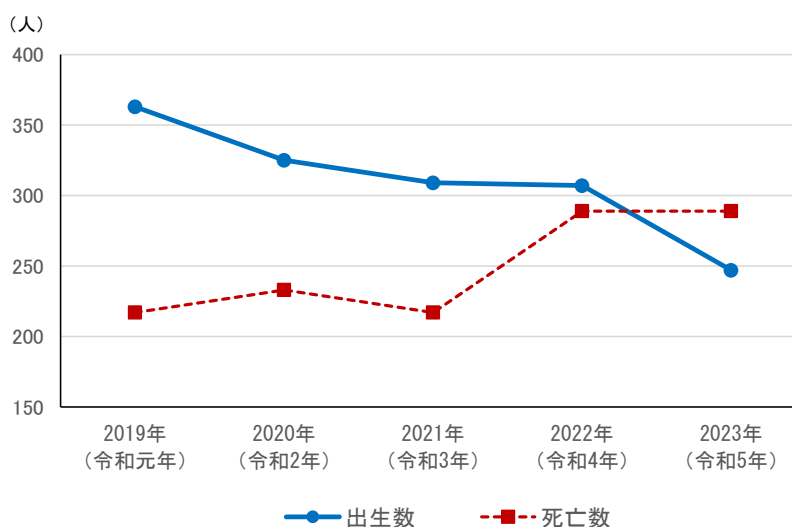
	1998年 (平成10年) ~2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)~ 2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)~ 2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)~ 2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)~ 2022年 (令和4年)
新宮町	1.59	1.62	1.80	1.85	1.77
福岡県	1.35	1.31	1.43	1.50	1.40
全国平均	1.36	1.31	1.38	1.49	1.33

資料:人口動態統計・市区町村別統計

(5) 自然動態(出生数と死亡数)・社会動態(転入数と転出数)の推移

新宮町における出生数および死亡数は、2022年(令和4年)までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いてきましたが、2023年(令和5年)には死亡数が出生数を上回りました。2023年(令和5年)の出生数は247人、死亡数は289人で、42人の自然減となっています。

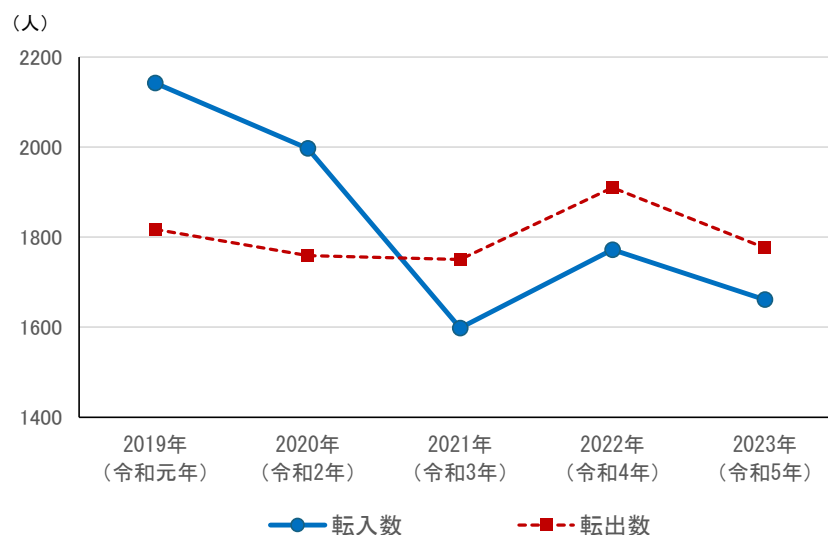
図表2-1-5 出生数と死亡数の推移



資料:人口移動調査

新宮町の転入数、転出数の推移をみると、2020年（令和2年）までは転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いていましたが、2021年（令和3年）以降は転出数が転入数を上回っています。2023年（令和5年）には、転入数1,661人に対し転出数は1,776人で、115人の社会減となっています。

図表2—1—6 転入数と転出数の推移



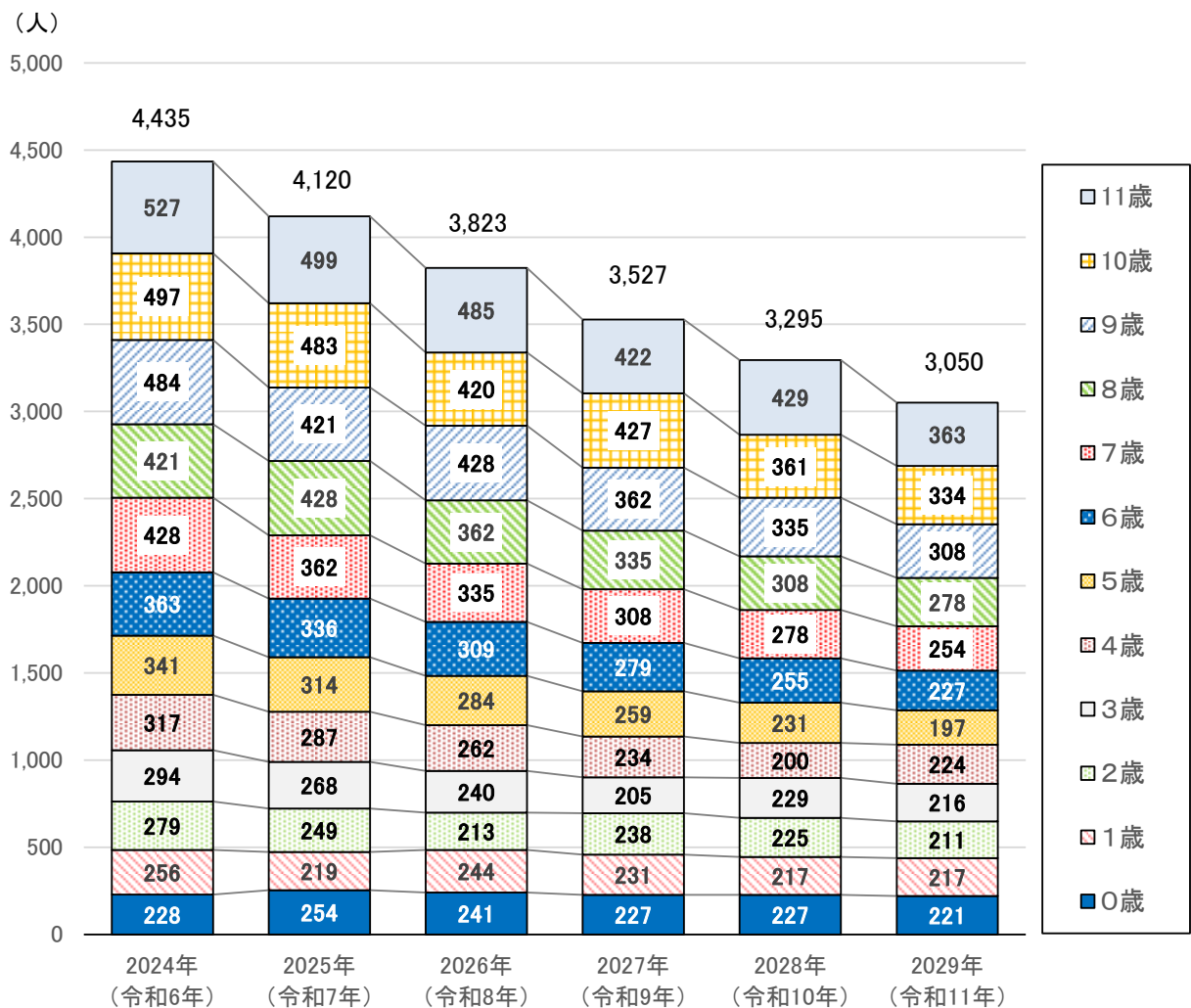
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

2 教育・保育の状況

(1) 児童数の推移

新宮町において主な教育・保育の対象となる11歳以下の児童数は、2024年（令和6年）時点では4,435人となっていますが、今後は徐々に減少していくと推計されており、2029年（令和11年）には3,050人となると見込まれています。

図表2-2-1 11歳以下の児童数の推移と推計（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和6年以降はコーホート変化率法に基づく推計人口）

(2) 町内認可保育所等、幼稚園、届出保育施設の状況

2024年(令和6年)5月1日現在、町内には認可保育所が4施設、認定こども園が4施設あり、認定こども園の保育所部を含めた総利用定員は770人となっています。利用者数は、0歳児は減少傾向にあり、1・2歳児、3・4・5歳児は年度によって増減はありますが、おおむね横ばいとなっています。

図表2-2-2 町内認可保育所・認定こども園(保育所部)利用者数の推移(各年5月1日現在)

【0歳児】

(単位:人)

施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
暁華保育園	6	6	5	6	6
新宮つぼみ保育園	9	0	7	10	8
新宮つぼみ保育園分園	3	2	0	5	2
新宮あおぞら保育園	6	7	9	2	1
上府あおぞらこども園	14	11	15	7	9
新宮杜の宮コスモス保育園	9	12	5	4	3
新宮下府コスモス保育園	9	9	9	6	5
博多東幼稚園	-	-	-	-	-
計	56	47	50	40	34

【1・2歳児】

(単位:人)

施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
暁華保育園	42	40	36	35	30
新宮つぼみ保育園	35	30	36	34	41
新宮つぼみ保育園分園	18	11	18	15	13
新宮あおぞら保育園	22	18	19	21	15
上府あおぞらこども園	45	42	42	44	43
新宮杜の宮コスモス保育園	46	42	44	44	39
新宮下府コスモス保育園	43	48	43	40	35
博多東幼稚園	-	-	-	17	27
計	251	231	238	250	243

【3・4・5歳児】

(単位:人)

施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
暁華保育園	80	82	79	71	63
新宮つぼみ保育園	103	92	88	86	84
新宮つぼみ保育園分園	-	-	-	-	-
新宮あおぞら保育園	-	-	-	-	-
上府あおぞらこども園	91	90	89	87	83
新宮杜の宮コスモス保育園	76	76	73	67	59
新宮下府コスモス保育園	72	71	73	67	61
博多東幼稚園	-	-	-	54	50
計	422	411	402	432	400

幼稚園については、2024年（令和6年）5月1日現在、町内には公立幼稚園が2施設、認定こども園の幼稚園部が4施設あります。町外の私立幼稚園や新制度移行園・認定こども園も含めた総利用者数は、2020年（令和2年）以降減少傾向にあります。

図表2-2-3 町内幼稚園・認定こども園(幼稚園部)利用者数の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
新宮幼稚園	140	105	75	50	66
新宮東幼稚園	122	81	60	25	-
立花幼稚園	31	26	26	18	15
上府あおぞらこども園	-	-	-	5	7
新宮杜の宮コスモス保育園	13	12	8	5	3
新宮下府コスモス保育園	11	13	9	6	8
博多東幼稚園	-	-	-	119	124
私立幼稚園	379	403	347	159	70
町外新制度移行園・認定こども園	3	4	3	2	141
計	699	644	528	389	434

町内届出保育施設等については、2024年（令和6年）5月1日現在、町内には届出保育施設等が6施設あり、町内在住の利用者数は77人となっています。2020年（令和2年）以降の町内利用者数は減少傾向にあります。

図表2-2-4 町内届出保育施設等利用者数の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
新宮保育園	40	46	27	28	35
セントマーク私立保育園	17	5	20	16	13
新宮中央保育園	15	15	16	9	4
セシプリスクール新宮校	14	9	10	18	7
Caren 保育園新宮北	11	51	24	22	16
しんぐう里山ようちえん	5	3	2	2	2
計	102	129	99	95	77

認可保育所等における延長保育事業利用者の状況をみると、延長保育事業の利用者数は、年度により、また施設により多少の増減がみられますが、全体としてはおおむね横ばいとなっています。

図表2-2-5 認可保育所等における延長保育事業利用者数の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

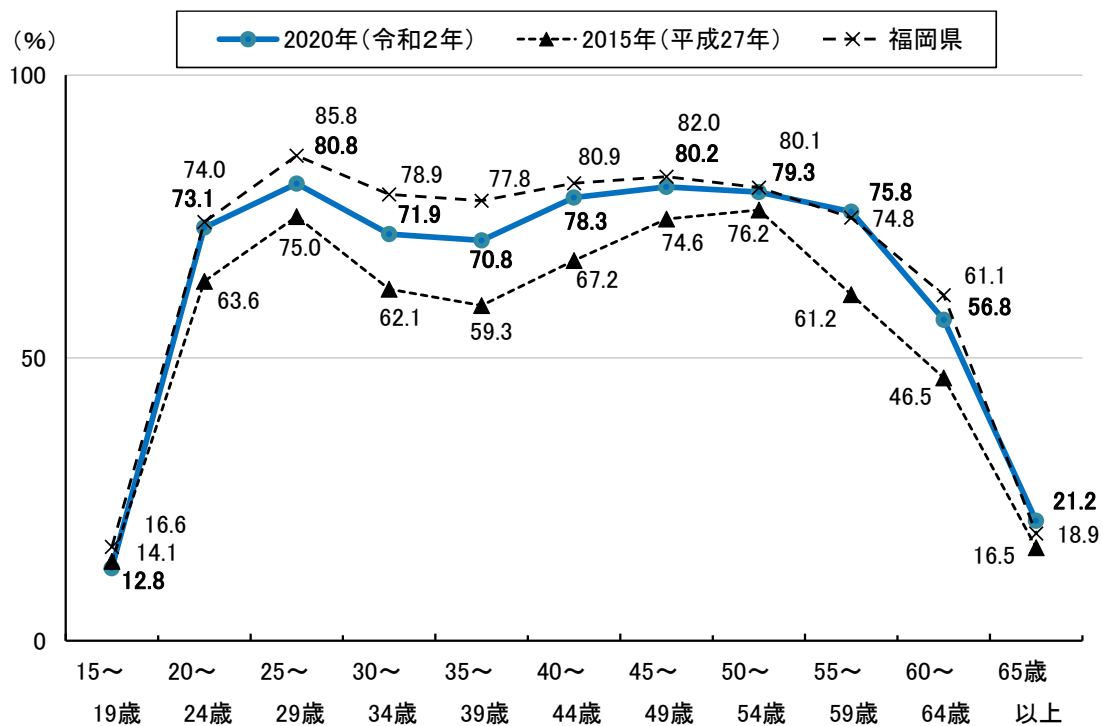
施設名	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
暁華保育園	15	14	24	23	24
新宮つぼみ保育園(1時間)	35	17	24	30	28
新宮つぼみ保育園(2時間)	2	2	1	3	0
新宮つぼみ保育園分園	4	1	4	4	-
新宮あおぞら保育園	2	3	0	4	3
上府あおぞらこども園	34	34	40	39	27
新宮杜の宮コスモス保育園	28	17	16	21	24
新宮下府コスモス保育園	32	32	24	23	22
博多東幼稚園	-	-	-	4	13
計	152	120	133	151	141

3 就労の状況

(1) 女性の年齢階級別労働力率

2020年(令和2年)の新宮町における女性の年齢階級別労働力率をみると、25歳～29歳の80.8%をピークに30～34歳、35～39歳で7割前半に低下し、40歳代から50歳代にかけて再び上昇しています。日本の女性の労働力率は、結婚・出産退職により30歳代で低下し、育児がある程度落ち着いて再就労する40歳代で再度上昇するM字カーブを描く傾向があり、新宮町においてもこの傾向がみられます。福岡県全体の労働力率と比較すると、20歳代後半から30歳代の数値は新宮町の方がやや低くなっています。しかし、2015年(平成27年)の労働力率と比較すると、すべての年代で労働力率が大幅に上昇しています。

図表2-3-1 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



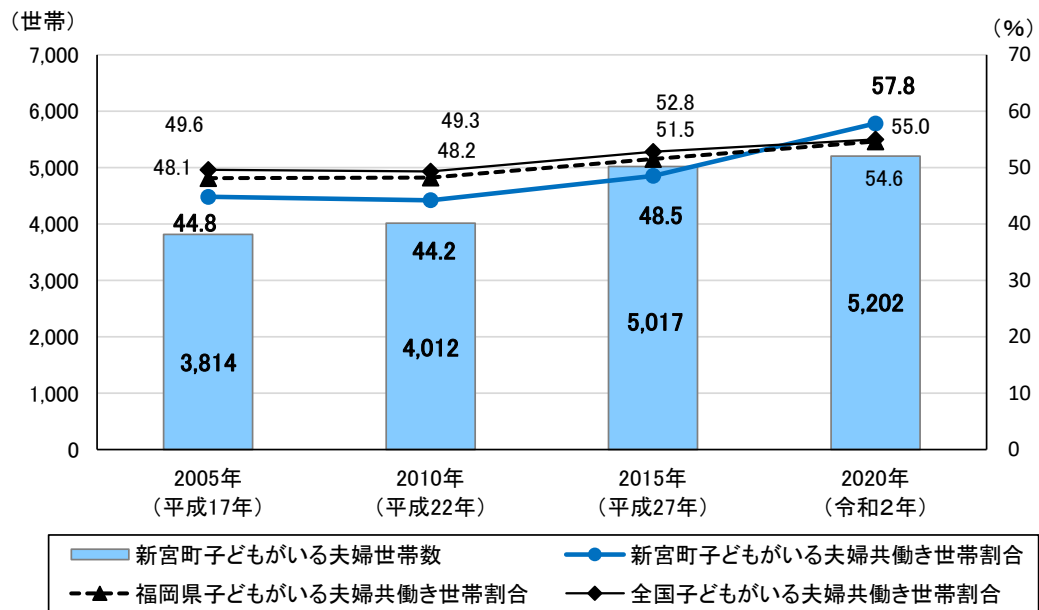
資料：国勢調査

(2)子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移

新宮町における、子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、2005年（平成17年）の44.8%から徐々に増加し、2020年（令和2年）では57.8%と6割近くに上っています。

全国や福岡県と比較すると、新宮町の共働き世帯の割合は、2005年（平成17年）から2015年（平成27年）までは低い水準で推移していましたが、2020年（令和2年）には、福岡県、全国より高くなっており、共働き世帯の増加が顕著となっています。

図表2-3-2 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



資料：国勢調査

4 母子保健の状況

(1) 乳幼児健康診査の状況

新宮町では、4か月児、7か月児、1歳半児、3歳児に対する健康診査及び相談を実施し、乳幼児の発育や発達状態、子育ての状況を把握することで、疾病や育児困難状況の早期発見に努めています。2023年（令和5年）度の乳幼児健診の状況は以下のとおりで、こどもの成長に伴い「異常なし」の割合が減少する傾向がみられ、特に発達面への支援を必要とするこどもの増加がみられます。

図表2-4-1 乳幼児健康診査の状況

（単位：人、％）

	対象者数	受診者数	受診率 （％）	把握率 （％）	受診結果				
					異常 なし	要観察	管理中	要医療	要精密
4か月児健診	241	239	99.2	100.0	156	26	30	9	8
7ヶ月児健診	254	257	101.2	100.0	160	70	27	0	0
1歳半児健診	288	274	95.1	100.0	101	125	34	4	11
3歳児健診	301	292	97.0	100.0	89	106	39	7	39

資料：子育て支援課

(2) 電話相談の状況

出生数は減少傾向にありますが、年間300件以上の電話相談を受けています。2021年度（令和3年）度以降の相談状況は以下のとおりで、育児等に関する相談が多い状況です。

図表2-4-2 電話相談の状況

（単位：件）

	妊娠中	産後	育児等	ことば	発達面	精神面	その他
2021年度 （令和3年度）	15	9	30	51	66	20	135
2022年度 （令和4年度）	15	32	79	25	52	46	166
2023年度 （令和5年度）	15	33	56	6	21	29	143

資料：子育て支援課

(3) 妊産婦への支援の状況

妊娠届出時の面談や産婦人科からの支援依頼により、サポートが必要な妊産婦（約2割）に対して妊娠期から産後、子育て期において継続して支援を行っています。

図表2-4-3 妊産婦への支援の状況

(単位:人、%)

	要支援者数	割合
2021年度 (令和3年度)	79	25.4
2022年度 (令和4年度)	69	23.5
2023年度 (令和5年度)	48	19.9

資料：子育て支援課

(4) 発達相談の状況

子ども発達支援センターにおいて、ことばや行動面などの発達に関する相談を受けています。

2021年度（令和3年度）以降の発達相談の状況は以下のとおりで、0・1歳児に比べ、2歳児、3歳児と年齢が上がるにつれて相談件数が増加しています。特に、年長児の相談数の増加が顕著となっています。

図表2-4-4 年齢別相談件数

(単位:件)

	0・1歳児	2歳児	年少児 (3歳児)	年中児 (4歳児)	年長児 (5歳児)	小学生 以上	合計
2021年度 (令和3年度)	83	122	162	87	182	61	697
2022年度 (令和4年度)	41	161	125	191	142	75	735
2023年度 (令和5年度)	65	166	197	157	282	92	959

資料：子育て支援課

5 アンケート調査結果による新宮町の現状

(1)アンケート調査結果

新宮町では、「新宮町こども計画」を策定するにあたり、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とすることを目的として、2024年（令和6年）2月から3月にかけてニーズ調査、意識調査を実施しました。ここでは、それらの調査結果をもとに、新宮町におけるこどもと保護者の状況をみていきます。

1)保護者の状況

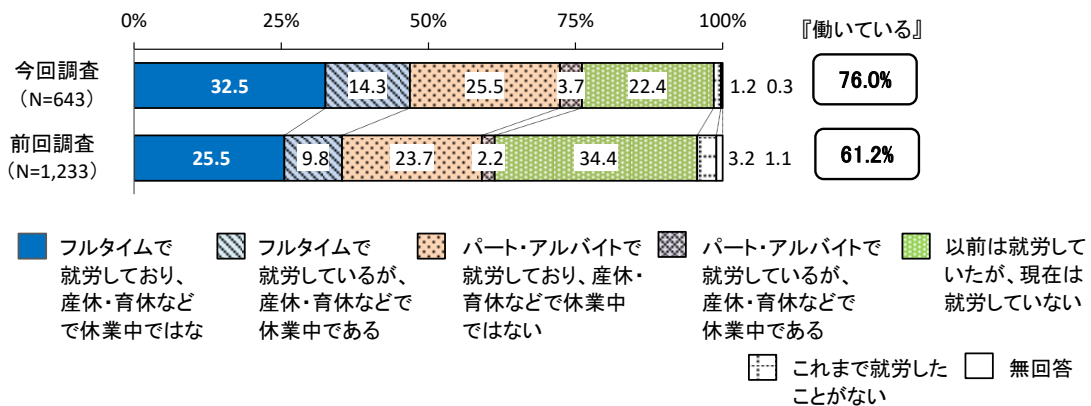
① 保護者の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、『フルタイム就労』（育児休業中を含む）が46.8%、『パート・アルバイト就労』（育児休業中を含む）が29.2%で、母親の約4分の3が就労しています。2019年（令和元年）に実施された同様の調査（以下、前回調査という）と比べ、『フルタイム就労』の母親が11.5ポイント増え、『就労していない』母親が14ポイント減となっています。

小学生児童の母親の就労状況は『パート・アルバイト就労』が46.8%、『フルタイム就労』が34.3%となっており、母親の約8割が就労しています。前回調査と比べると、『フルタイム就労』の母親が7.5ポイント、『パート・アルバイト就労』が3.4ポイント増え、就労している母親が増加しています。

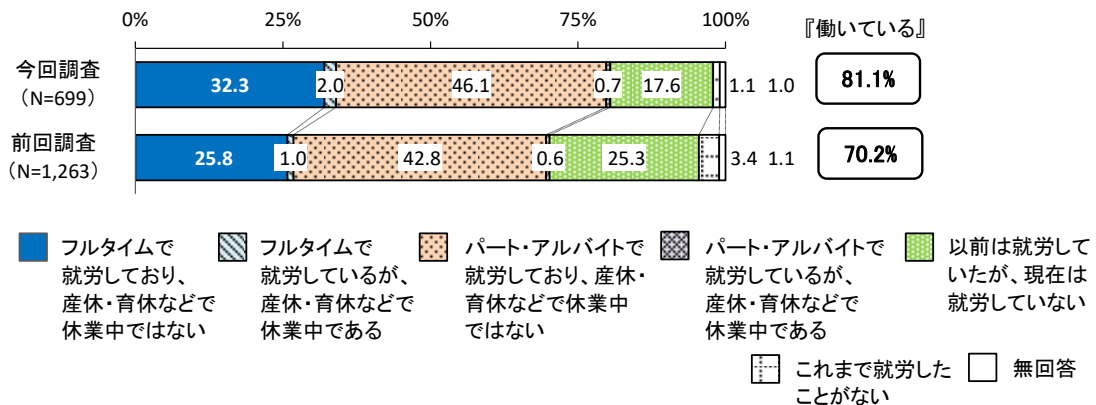
【就学前児童】

図表2-5-1 母親の就労状況[全体](前回調査比較)



【小学生児童】

図表2-5-2 母親の就労状況[全体](前回調査比較)



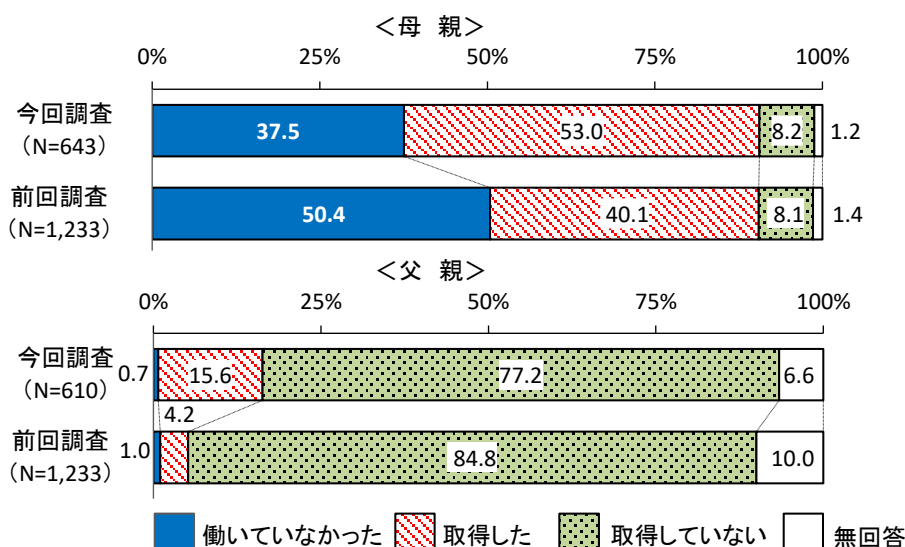
② 育児休業の取得状況

調査対象のこどもが生まれた時の育児休業の取得状況は、就学前児童では、母親は「取得した」が53.0%、「働いていなかった」が37.5%、「取得していない」が8.2%、父親は「取得していない」が77.2%、「取得した」が15.6%となっています。前回調査と比べると、母親、父親とも「取得した」が10ポイント以上増加しています。

小学生児童では、母親は「取得した」が39.6%、「働いていなかった」が49.9%、「取得していない」が9.9%、父親は「取得していない」が86.2%、「取得した」が6.8%となっています。前回調査と比べ、母親、父親とも「取得した」は増えており、母親は約15ポイント、父親は約5ポイント増加しています。

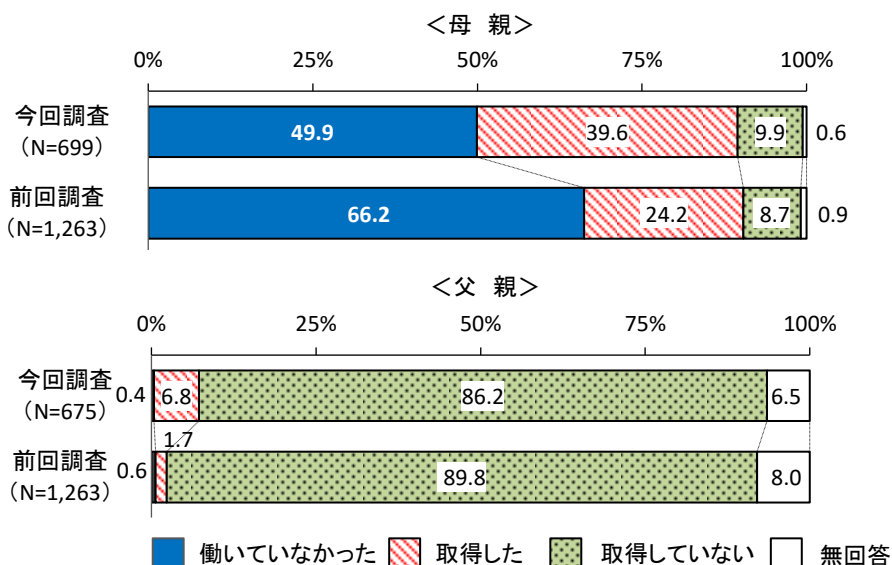
【就学前児童】

図表2-5-3 育児休業の取得状況[全体](前回調査比較)



【小学生児童】

図表2-5-4 育児休業の取得状況[全体](前回調査比較)



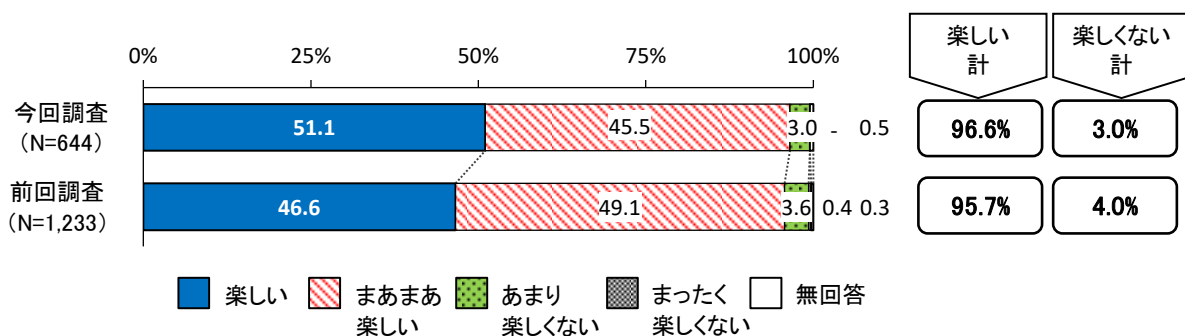
③ 子育ての楽しさ

子育ての楽しさについては、就学前児童の保護者では、「楽しい」が51.1%、「まあまあ楽しい」が45.5%でこれらをあわせた『楽しい』が96.6%となっています。

小学生児童の保護者では、「楽しい」が42.3%、「まあまあ楽しい」が52.8%でこれらをあわせた『楽しい』が95.1%となっています。前回調査と比べ、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに「楽しい」がやや増加しています。

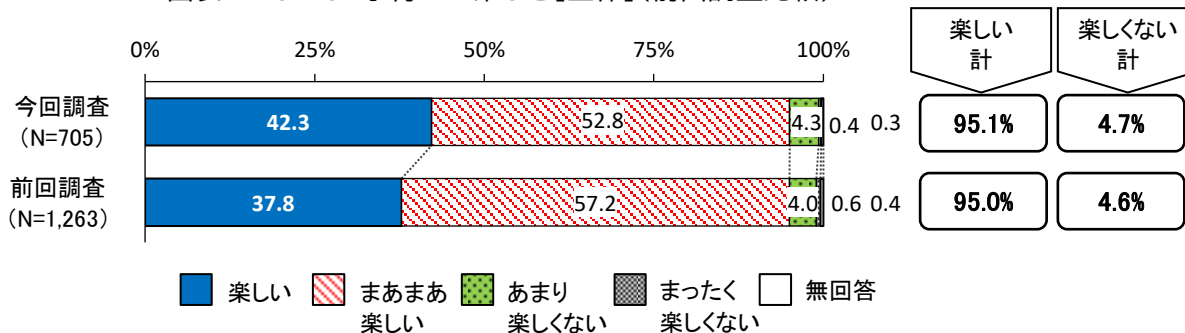
【就学前児童】

図表2-5-5 子育ての楽しさ[全体](前回調査比較)



【小学生児童】

図表2-5-6 子育ての楽しさ[全体](前回調査比較)

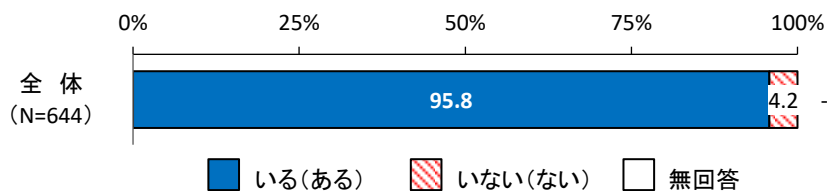


④ 子育てについて相談できる人(場所)の有無

子育てについて、気軽に相談できる人(場所)がいる(ある)かどうかについては、就学前児童の保護者では「いる(ある)」が95.8%、小学生児童の保護者では「いる(ある)」が92.8%となっています。ほとんどの人に気軽に相談できる人や場所がある一方で、割合としては大きくはないものの、子育ての相談をできる相手がいないという人もみられます。

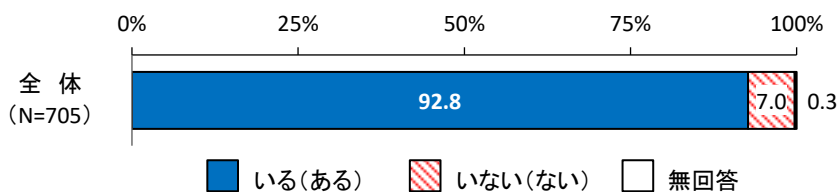
【就学前児童】

図表2-5-7 子育てについて相談できる人(場所)の有無[全体]



【小学生児童】

図表2-5-8 子育てについて相談できる人(場所)の有無[全体]

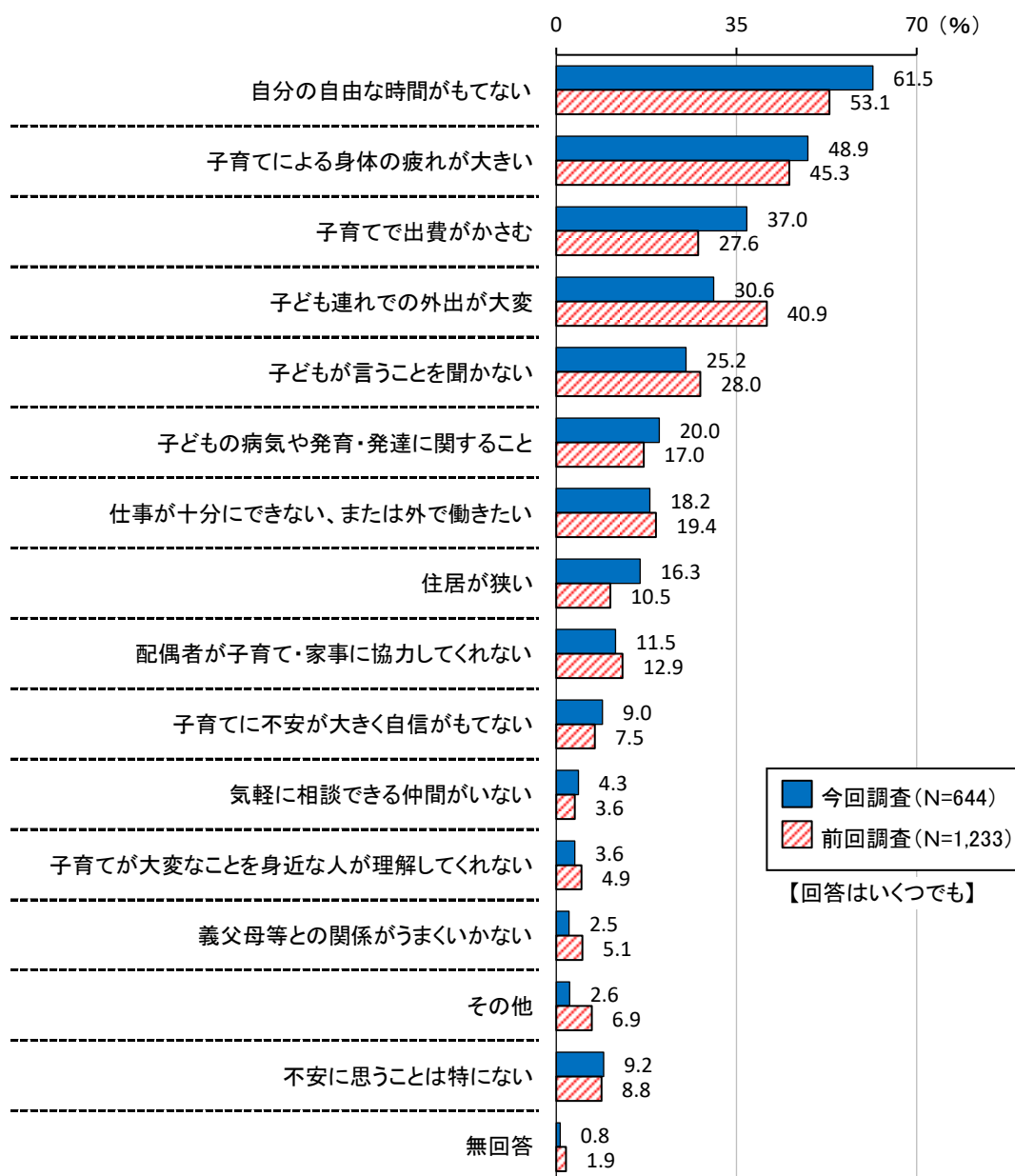


⑤ 子育てをする上でのストレス、悩み

子育てをする上でのストレスや悩みとしては、就学前児童の保護者では「自分の自由な時間がもてない」が61.5%で最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」48.9%、「子育てで出費がかさむ」37.0%、「子ども連れでの外出が大変」30.6%などとなっています。前回調査に比べて、「自分の自由な時間がもてない」「子育てで出費がかさむ」などが増加した一方、「子ども連れでの外出が大変」は減少しています。また、「不安に思うことは特にない」は9.2%となっています。

【就学前児童】

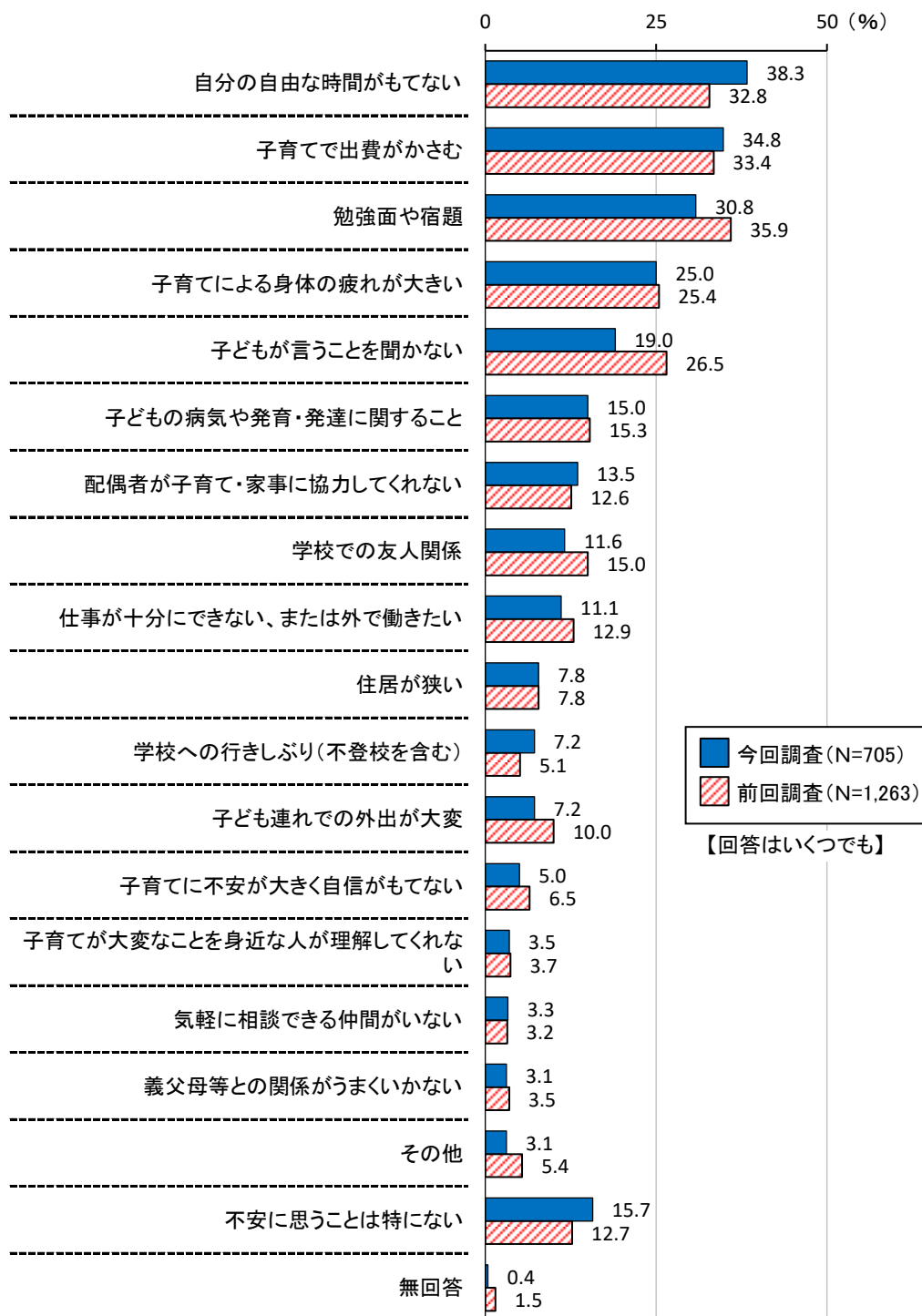
図表2-5-9 子育てをする上でのストレス、悩み[全体](前回調査比較)



小学生児童の保護者でも、「自分の自由な時間がもてない」が38.3%で最も高くなっていますが、就学前児童の保護者に比べて割合は低くなっています。一方、「子育てで出費がかさむ」は34.8%で就学前児童の保護者との差はみられません。また、「勉強面や宿題」が30.8%と3番目に高くなっています。「不安に思うことは特にない」は15.7%となっています。

【小学生児童】

図表2-5-10 子育てをする上でのストレス、悩み[全体](前回調査比較)

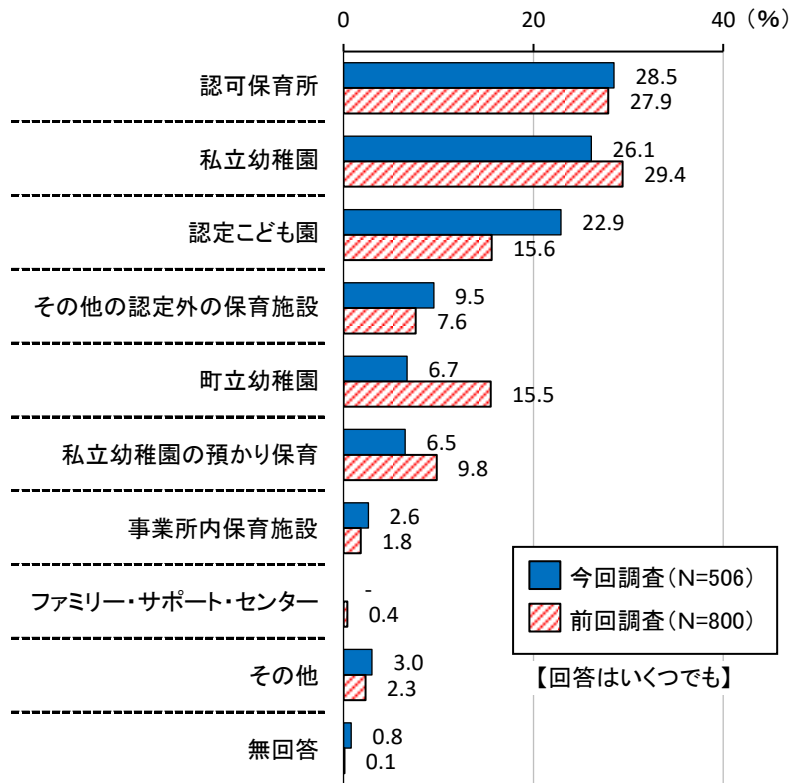


2) 保育所、幼稚園、学童保育所等の状況

① 定期的に利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」が28.5%、「私立幼稚園」が26.1%、「認定こども園」が22.9%となっています。前回調査に比べ、「認定こども園」が増加しています。

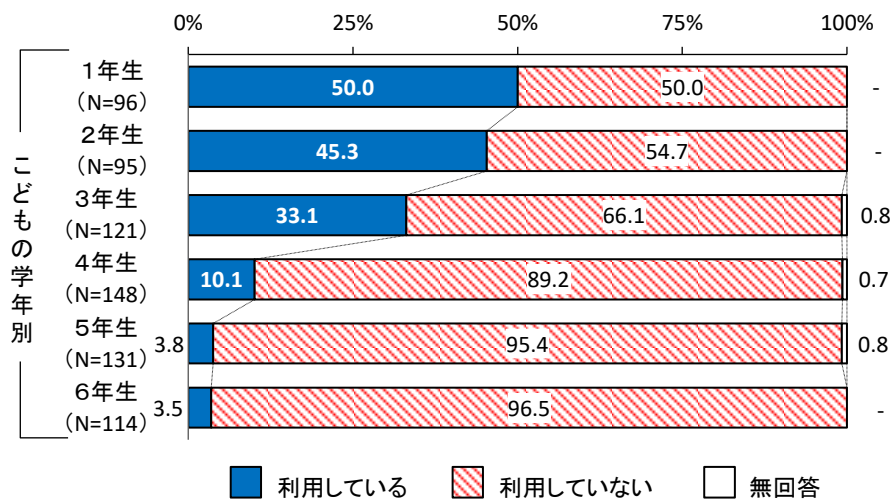
図表2-5-11 定期的に利用している教育・保育事業[全体](前回調査比較)



② 学童保育所の利用状況

学童保育の学年別の利用状況は、1年生で50.0%、2年生で45.3%と高くなっていますが、3年生になると33.1%とやや低下し、4年生以上では1割程度かそれ以下となっています。

図表2-5-12 学童保育所の利用状況[こどもの学年別]



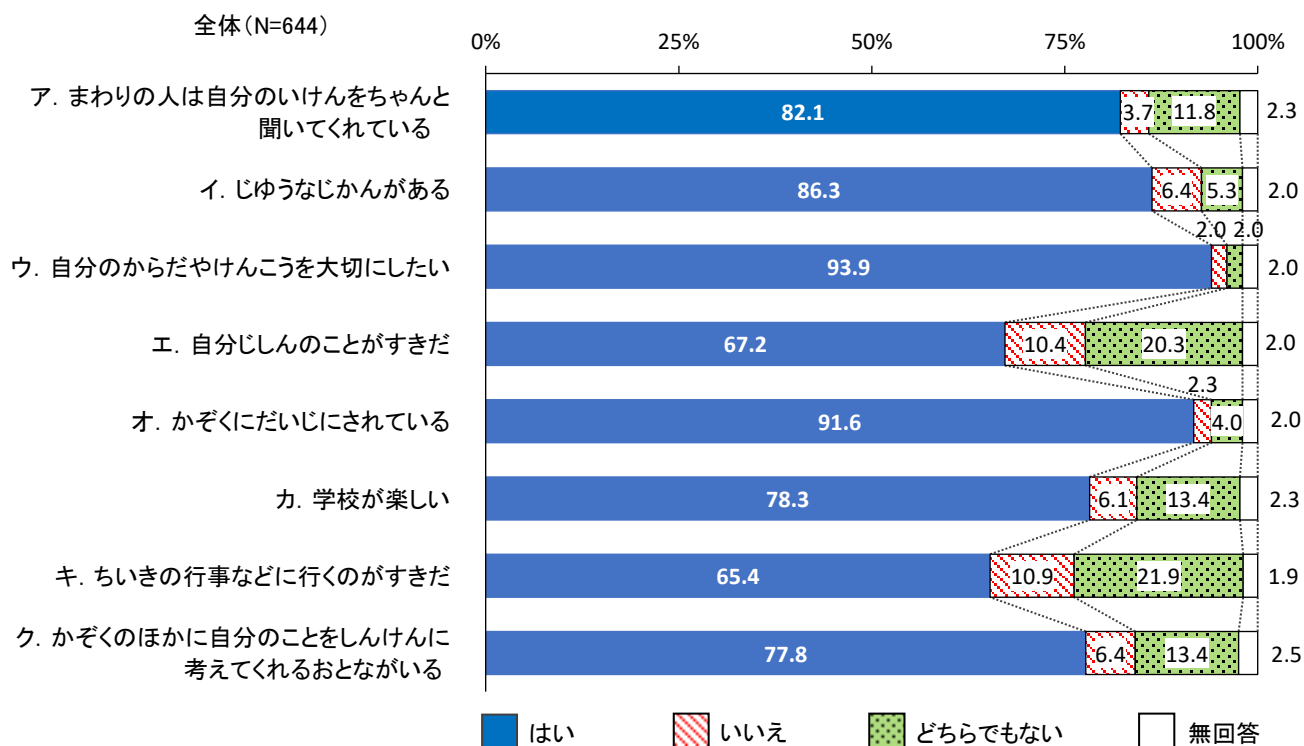
3) こどもの状況

① 自己認識について

自分自身に関する認識をたずねたところ、小学1・2・3年生では、「自分のからだやけんこうを大切にしたい」(93.9%)、「かぞくにだいじにされている」(91.6%)は「はい」が9割を超え、「じゆうなじかんがある」(86.3%)「まわりの人は自分のいけんをちゃんと聞いてくれている」(82.1%)が8割を超えて高くなっています。一方、「ちいきの行事などに行くのがすきだ」(65.4%)、「自分じしんのがすきだ」(67.2%)は6割台とやや低くなっています。

【小学1・2・3年生】

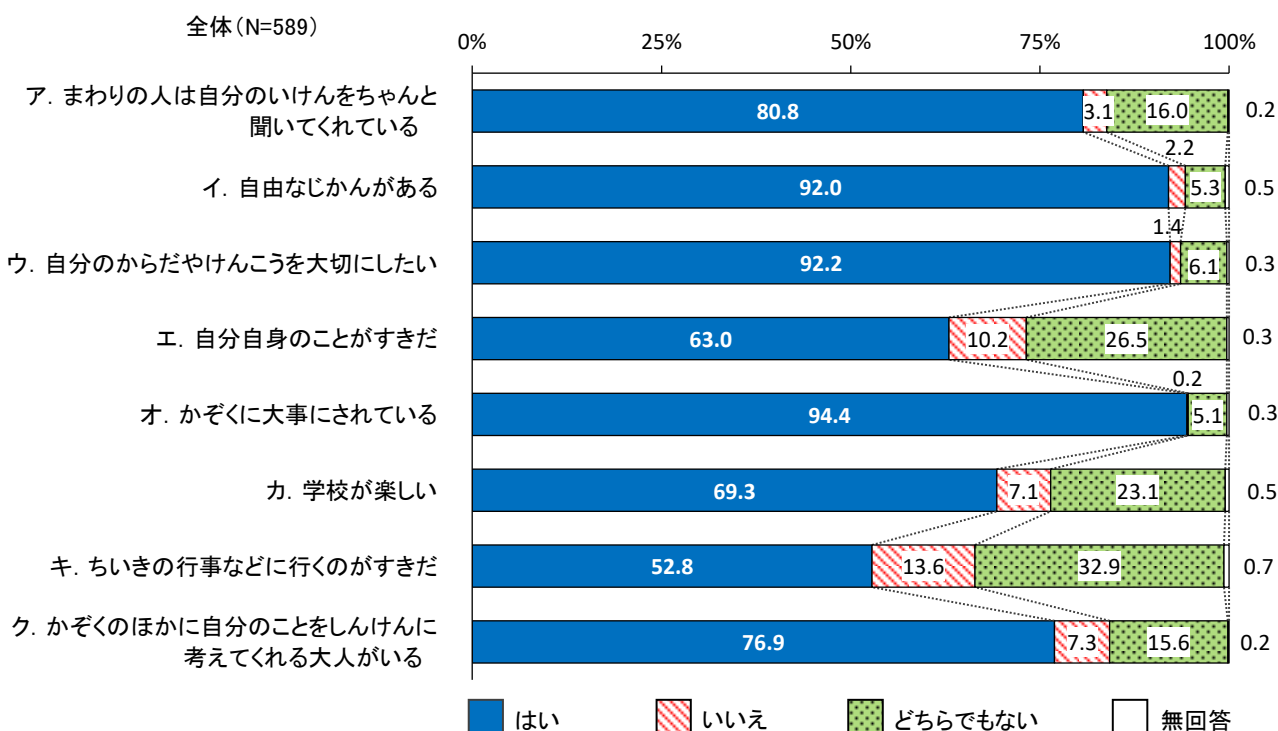
図表2-5-13 自己認識について[全体]



小学4・5・6年生では、「かぞくに大事にされている」(94.4%)「自分のからだやけんこうを大切にしたい」(92.2%)「自由なじかんがある」(92.0%)が「はい」が9割を超えて高くなっています。一方、「ちいきの行事などに行くのがすきだ」(52.8%)は5割台、「自分自身のことがすきだ」(63.0%)は6割台と低くなっています。

【小学4・5・6年生】

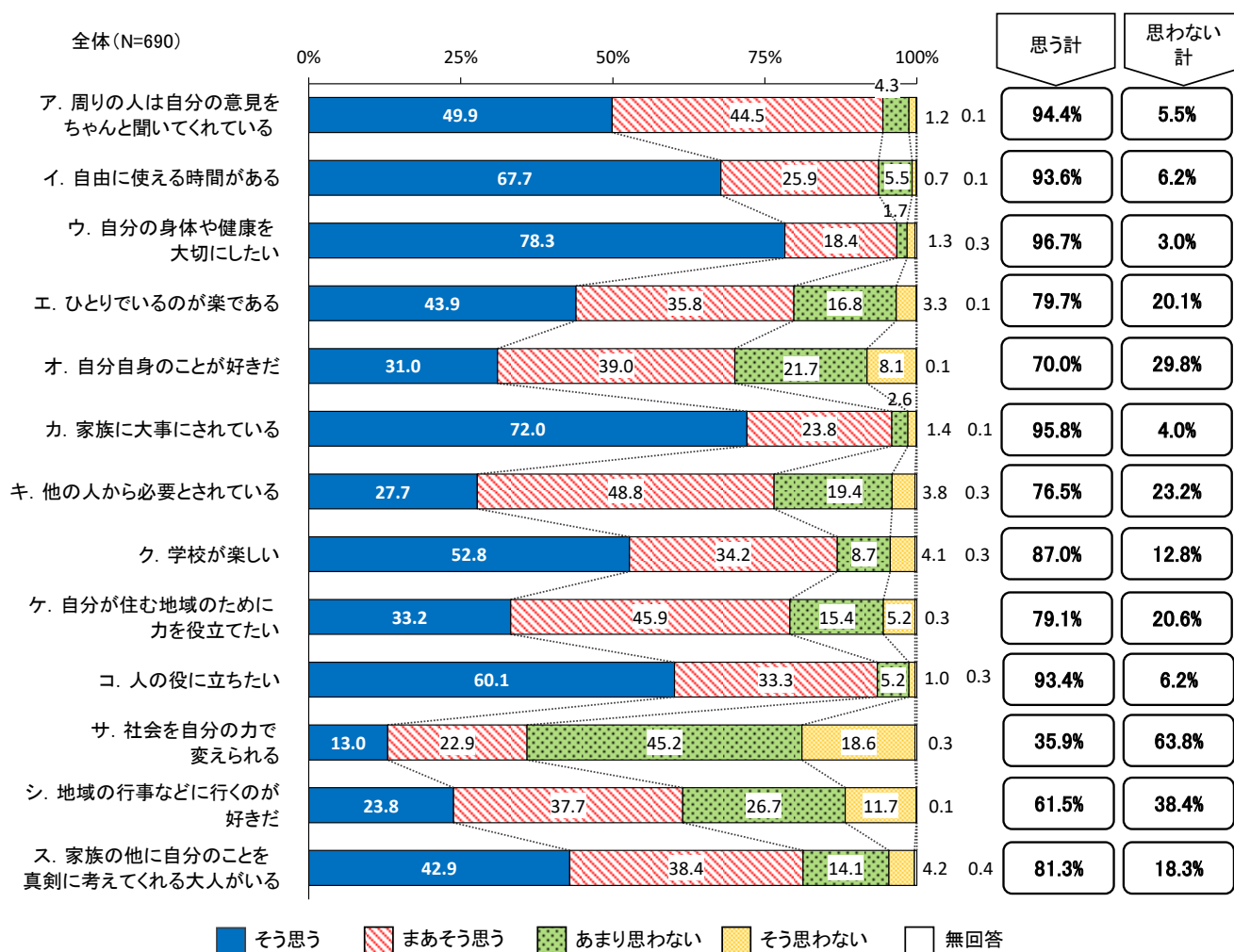
図表2-5-14 自己認識について[全体]



中学1・2・3年生では、「自分の身体や健康を大切にしたい」(96.7%)、「家族に大事にされている」(95.8%)、「まわりの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれる」(94.4%)、「自由に使える時間がある」(93.6%)は、『思う』が9割を超えて高くなっています。一方、「社会を自分の力で変えられる」(35.9%)、「地域の行事などに行くのが好きだ」(61.5%)、「自分自身のことが好きだ」(70.0%)などは相対的に低くなっています。

【中学1・2・3年生】

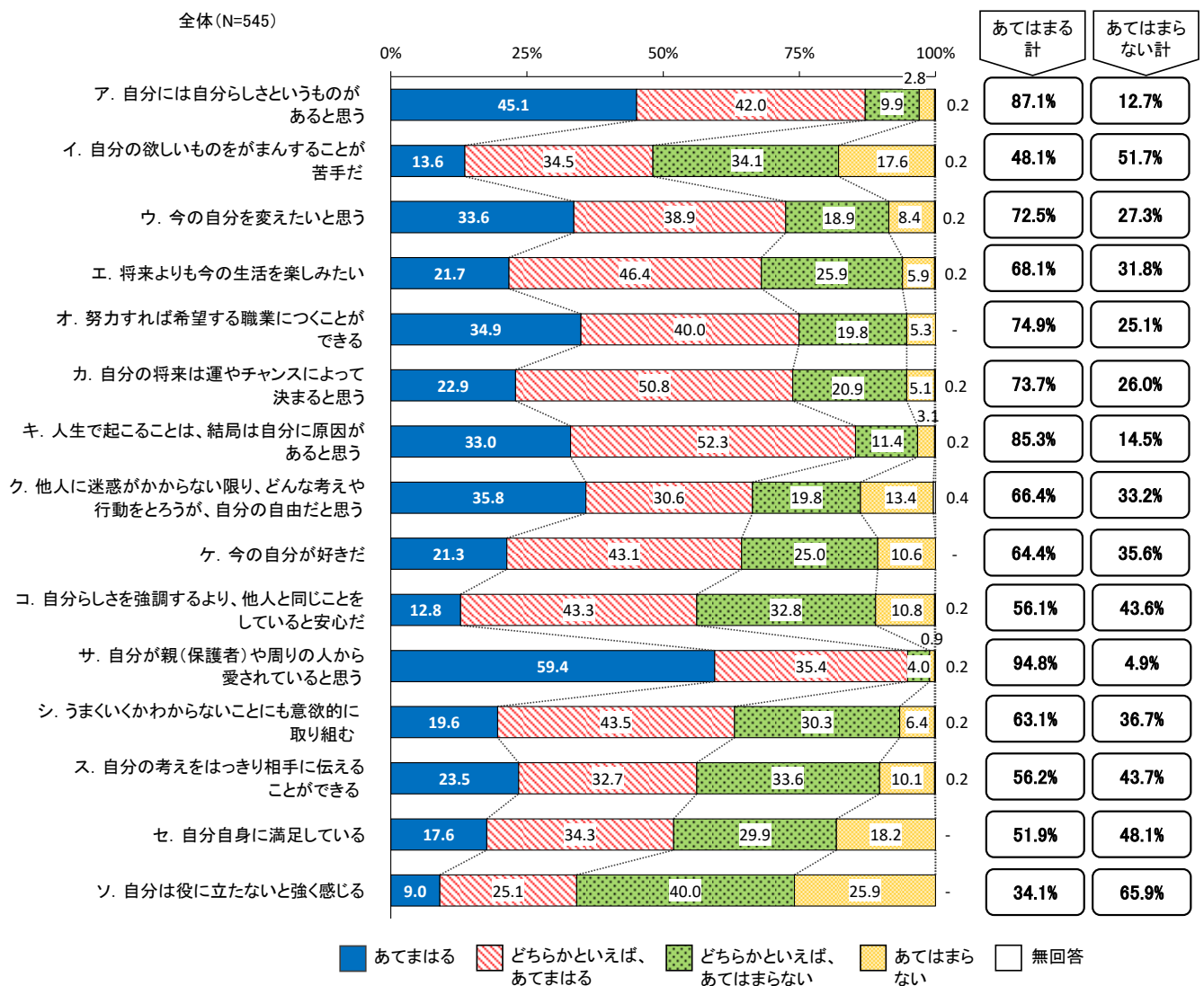
図表2-5-15 自己認識について[全体]



16～29歳の若者では、「自分には自分らしさというものがあると思う」(87.1%)、「人生で起こることは、結局自分に原因があると思う」(85.3%)は『あてはまる』が8割を超えて高く、「努力すれば希望する職業につくことができる」(74.9%)、「自分の将来は運やチャンスによって決まると思う」(73.7%)、「今の自分を変えたいと思う」(72.5%)も7割台と比較的高なっています。一方、「自分は役に立たないと強く感じる」(34.1%)、「自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ」(48.1%)は、『あてはまる』が他の項目に比べ低くなっています。

【若者(16～29歳)】

図表2-5-16 自己認識[全体]

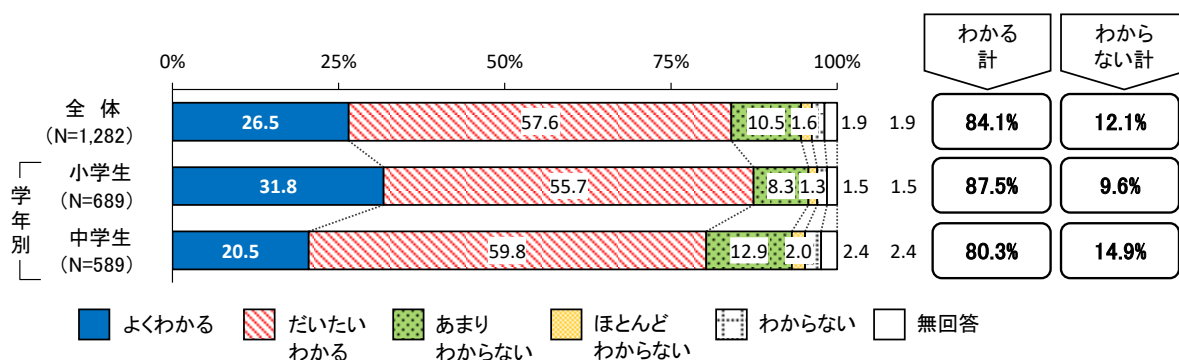


② 学校の勉強について

学校の勉強については、小学生では『わかる』が87.5%、『わからない』が9.6%となっています。約1割の児童が、学校の勉強がわからないと感じています。

中学生では、『わかる』が80.3%、『わからない』が14.9%となっており、学校の勉強がわからないと感じている割合が小学生よりも高くなっています。

図表2—5—17 学校の勉強について[全体]

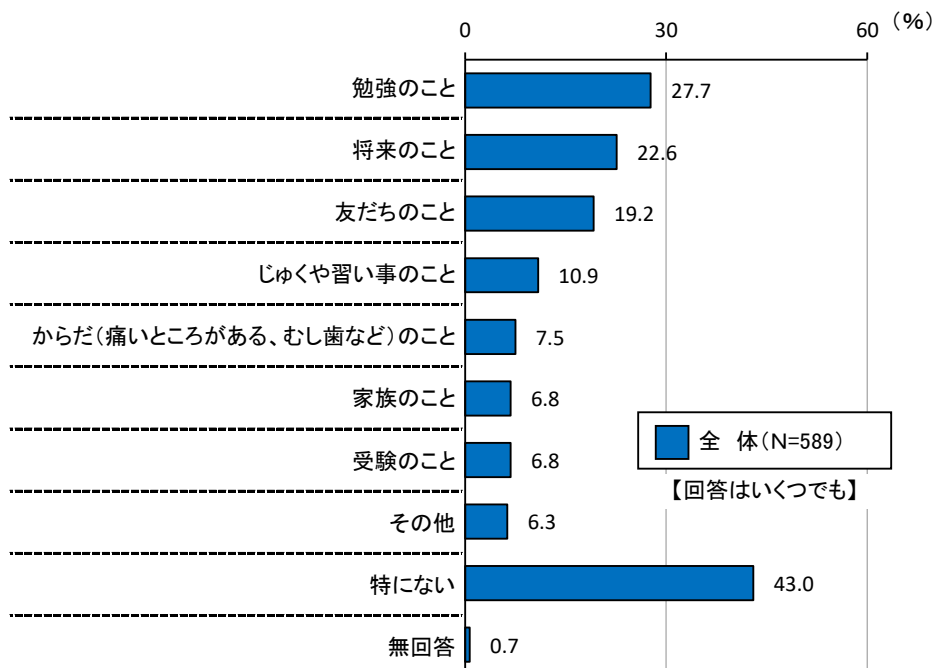


③ 悩みについて

現在、困っていることや悩んでいることは、小学4・5・6年生では、「勉強のこと」が27.7%で最も高く、「将来のこと」22.6%、「友だちのこと」19.2%、「じゅくや習い事のこと」10.9%などが上位にあげられています。困っていることや悩んでいることが「特にない」は43.0%となっています。

【小学4・5・6年生】

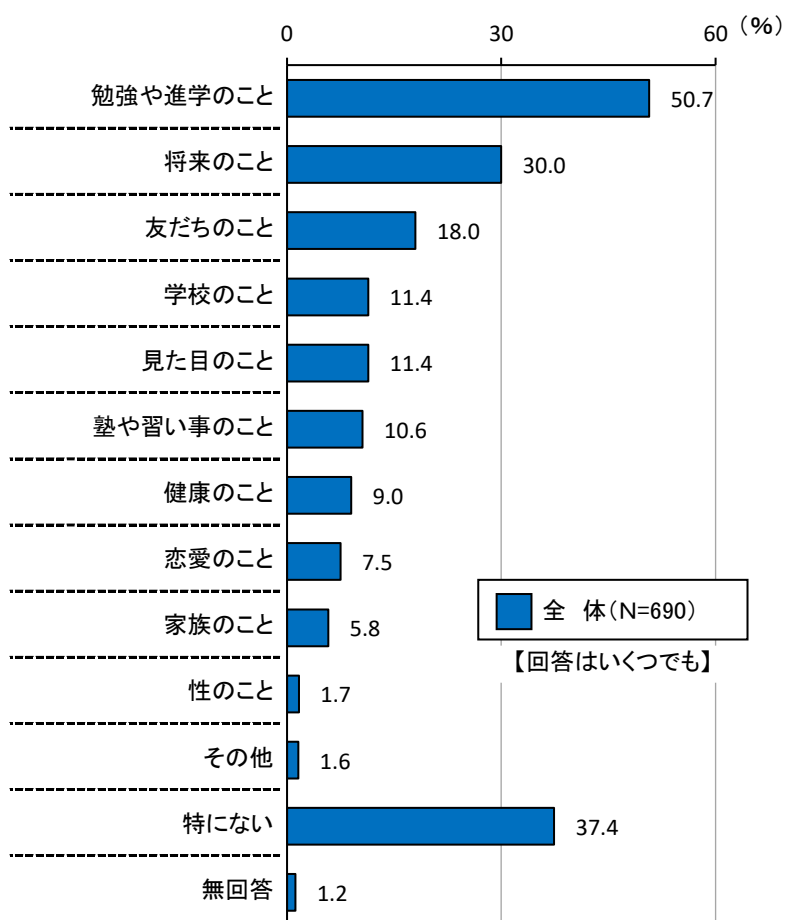
図表2—5—18 困っていることや悩んでいること、つらいこと[全体]



現在、困っていることや悩んでいることは、中学1・2・3年生では、「勉強や進学のこと」が50.7%で目立って高く、「将来のこと」30.0%、「友だちのこと」18.0%、「学校のこと」「見た目のこと」がともに11.4%、「塾や習い事のこと」10.6%などが続いています。困っていることや悩んでいることが「特にない」は37.4%となっています。

【中学1・2・3年生】

図表2-5-19 困っていることや悩んでいること、つらいこと[全体]

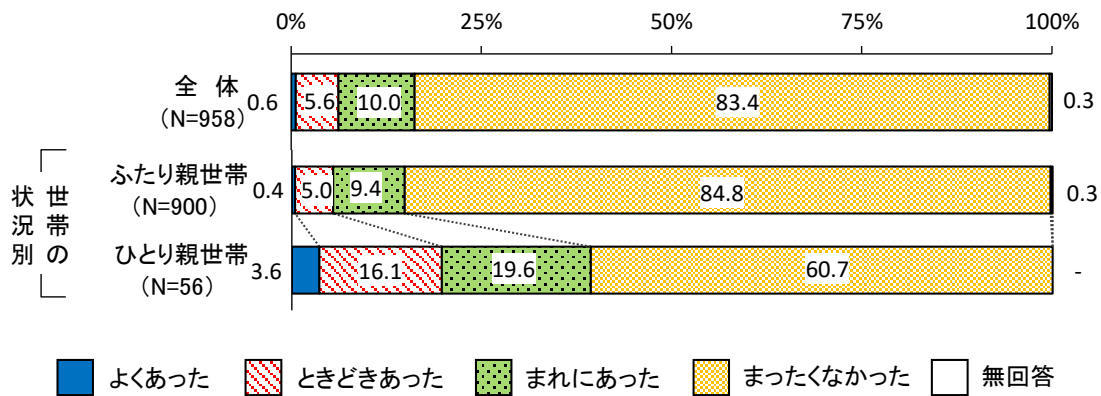


4) 困難を抱えやすい家庭の状況

過去1年間に、経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかったことがあったかという質問に対しては、「よくあった」が0.6%、「ときどきあった」が5.6%、「まれにあった」が10.0%、「まったくなかった」が83.4%となっています。16.2%の人が、経済的な理由で必要な食料を買えなかった経験があると回答しています。

世帯の状況別にみると、ひとり親世帯では経済的な理由で必要な食料を買えなかった経験がある割合が4割近くに上っており、経済的により難しい状況にあることがうかがえます。

図表2-5-20 家族が必要とする食料を買えなかった[全体]



6 「こどもまんなかモニター」による意見表明

こどもは、まちづくりのパートナーであることから、こどもに関する取組への参加の機会を確保し、こどもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことはとても重要です。

すべてのこどもがまちづくりについて考え、多様な意見を表明し、社会的活動に積極的に参加できる仕組みとして、以下の取組を実施します。

① Webアンケートによる意見聴取

保護者等の意見を「こども計画」や個別施策に反映させるため、Web アンケートを実施します。

○対象者 小、中、高、若者(18~29歳)、保護者

令和6年3月実施済

② こどもまんなかモニター制度による対話やアンケート

こども・若者をモニターとして公募し、「こどもの居場所」について、こどもの意見を反映させるため、様々なテーマで対話やアンケートを実施します。

○対象者 小、中、高、若者(18~29歳)を公募

令和6年10月下旬から随時募集

以上の取組のうち本計画の策定までに実施したものについては、その結果を「こども計画」に反映するとともに、今後のこどもの意見表明の仕組みとして活用していきます。

第3章 計画の基本的な考え方



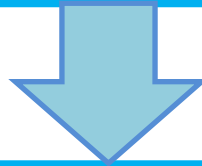
第3章 計画の基本的な考え方

1 こども計画でめざす姿（基本理念）と基本方向

こどもたちは社会の大切な宝であり、こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもと保護者の幸せにつながることはもとより、次代の担い手を育成することでもあり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画においては、すべてのこども・若者がその命を守られ、自分らしく、健やかに安心して過ごせるように、子育て当事者、関係機関、地域、企業など社会全体で「こどもまんなか社会」を作ることを目指します。

すべてのこどもが健やかに育ち、
みんなでつくるこどもまんなか社会



- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 基本方向Ⅰ | すべてのこどもが持つ権利を保障し、
こどもの健やかな成長を支援する |
| 基本方向Ⅱ | こどもが安心して育つための家庭への支援 |
| 基本方向Ⅲ | こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の充実 |
| 基本方向Ⅳ | こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり |

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

2 計画の推進にあたっての基本的考え方

基本理念の実現に向けて、新宮町では、以下の3つの基本的考え方に基づいて本計画を推進していきます。

- (1) こどもの権利を保障し、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (2) こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう、こどもの養育に関し十分な支援すること。
- (3) 地域を挙げて家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

3 計画の基本方向

本計画では、基本理念を実現するために、こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、次の4つの目標を掲げて、各施策・事業を整理し、総合的にこども政策を推進していきます。

基本方向Ⅰ すべてのこどもが持つ権利を保障し、 こどもの健やかな成長を支援する

子どもの権利条約は、こども一人ひとりが保護の対象であるとともに、権利の主体者であると位置づけています。こども自身はもちろん、周囲の大人や社会全体がこどもを権利の主体として認識し、こどもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援することが必要です。

家庭や学校、地域などのあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもやこどもに関わる大人に向けたこどもの権利に関する学習機会の充実や、全てのこどもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるための仕組みづくりを行います。こどもの権利侵害が発生した場合には迅速かつ適切な対応を行い、権利侵害からの救済を行うとともに、こどもの健やかな成長や自立性、社会性を育てていくためにこどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

◆取組事項

- 1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進
- 2 こどもの意見表明とその尊重
- 3 こどもの居場所づくり、学びや遊び体験の支援

基本方向Ⅱ こどもが安心して育つための家庭への支援

すべてのこども・若者が、障がいの有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らしていると実感でき、自分らしさが肯定される環境整備が以前にも増して重要となっています。そのためには、こどもや子育て家庭の状況を把握し、こどもの状況に応じて必要な支援をきめ細かく展開する必要があります。

子育て家庭のライフスタイルの多様化や地域コミュニティの希薄化などにより、子育てに不安を感じている保護者もあり、家庭の状況に応じた支援が必要です。安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目ない一貫した支援体制の充実を図ります。子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、子育てサービスの充実と様々な方法による情報提供を行うとともに、課題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるための取組を進めるほか、

こどもに係る医療費について、費用の軽減を図るとともに、こどもの健康確保のための取組を進めます。

◆取組事項

- 1 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援
- 2 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
- 3 こどもの発達・成長に応じた支援

基本方向Ⅲ こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の充実

すべての乳幼児期のこどもが健やかに成長するとともに、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であると実感できる社会を実現する必要があります。そのためには、こどもが保護者と安定した信頼関係が形成できるようなこどもの育ちの土台づくりが重要です。

女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。保護者が必要なときに安心してこどもを預けられるようにするため、様々なサービスの充実が求められています。保育施設や学童保育所については、ニーズの増加に対応するため、計画的な施設整備を行ってきましたが、引き続き保護者のニーズを適切に把握し、需要に応じた定員数を確保していきます。あわせて、就学前教育を充実するとともに、保育園・幼稚園等と小学校の連携を推進し、義務教育への円滑な接続に取り組みます。また、町内の全ての教育・保育施設において、こどもたちの育成・発達に配慮しつつこどもの権利の視点に立った教育・保育を確実に提供します。

◆取組事項

- 1 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備
- 2 質の高い教育・保育サービスの提供

基本方向Ⅳ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

核家族化の進展や共働き世帯の増加など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。他市町村から転入し、子育ての協力者や相談者が身近にいない保護者も少なくないと思われます。また、こどもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。そのため、こどもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整えることが必要です。また、児童虐待件数の増加や遊び場の減少、こどもが自由に使える時間を十分に持てない状況など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」など、こどもの権利を守ることがより重要性を増しています。

子育て家庭が日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組みます。こどもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、「こどもの権利」の拠点となる施設や環境を整えます。

若者期における課題としては、こども期から引き継がれる課題と自立を見据えた若者期特有の課題に対応するための支援体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添うことができるよう、若者にとって身近な地域での居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジできる場や機会を拡充します。

◆取組事項

- 1 地域における子育て支援活動の推進
- 2 子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備
- 3 すべての若者の健やかな育成支援

4 計画の体系

基本理念	基本方向	取組事項	主な取組
すべての子どもが健やかに育ち、みんなで作る子どもまんなか社会	I すべての子どもが持つ権利を保障し、 子どもの健やかな成長を支援する	1 子どもが権利の主体であることの社会全体での理解促進	(1) 子どもの権利の普及啓発 (2) 子どもの権利に関する学習機会の充実
		2 子どもの意見表明とその尊重	(1) 子どもの意見表明・参加の機会確保 (2) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済
		3 子どもの居場所づくり、 学びや遊び体験の支援	(1) 安心して過ごせる居場所づくり (2) 学習機会の充実 (3) 遊び・体験の機会の充実
	II 子どもが安心して育つための家庭への支援	1 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援	(1) 妊娠、出産から子育てまでの支援の実施 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 子育てに関する相談体制の充実
		2 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	(1) 生活困窮家庭への支援 (2) ひとり親家庭への支援
		3 子どもの発達・成長に応じた支援	(1) 発達に課題や障害がある子どもへの支援
	III 子どもと子育て家庭を支える保育・教育環境の充実	1 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	(1) 教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 (2) 学童保育所の整備
		2 質の高い教育・保育サービスの提供	(1) 就学前の教育・保育の質の向上 (2) 多様な教育・保育サービスの充実
	IV 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	1 地域における子育て支援活動の推進	(1) 地域における子育て支援ネットワークの強化
		2 子育て世帯が住み続けたい環境の整備	(1) 子育てしやすいまちづくり (2) 子どもの安全・安心の確保
		3 すべての若者の健やかな育成支援	(1) 若者の活動・社会参画の機会の充実 (2) 若者の居場所の充実 (3) 若者に関する相談支援体制の整備 (4) 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本方向 I すべての子どもが持つ権利を保障し、
子どもの健やかな成長を支援する

1 子どもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

2023年(令和5年)4月に子ども基本法が施行され、町民への広報と周知に努めてきましたが、子どもの権利についての理解は、いまだ高いものとはいえないのが現状です。

町において子どもの権利保障の取組を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深める必要があります。子どもを含めた町民一人ひとりが子どもの権利について理解を深めることができるよう、子どもの年齢や立場に応じた効果的な広報や、様々な機会や媒体を利用した普及啓発に取り組みます。

また、家庭や学校、地域などのあらゆる場面において子どもの権利が保障されるよう、子どもや子どもに関わる大人に向けた子どもの権利に関する学習機会の充実に取り組みます。

主な取組

(1)子どもの権利の普及啓発

子どもに分かりやすいリーフレットや動画を作成するなど、子どもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利に関する理解の促進に向けた啓発	児童虐待防止月間(11月)に合わせて集中的に子どもの権利に関する広報・啓発を行い、子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。	子育て支援課
2	国・県等と連携した普及啓発	国や県等と連携し、子どもの権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業を実施します。人権擁護委員による啓発運動「人権の花運動」を継続して取り組み、また、法務局と連携し、子どもの人権に関する相談事業の周知に務めます。	子育て支援課 総務課
3	子ども相談室の周知	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、子ども家庭センター「はぐうる」の普及啓発を進めます。	子育て支援課

(2)子どもの権利に関する学習機会の充実

子どもの権利に関する研修・講座を実施するなど、子どもの権利に関する学習機会を提供し、住民と子どもたち自身の理解促進を図ります。

NO	事業名	事業内容	担当課
4	こどもの権利に関する学習機会の充実	こどもの居場所等において、「こどもの権利」についてわかりやすく学ぶ機会を提供します。人権学習会やこども向けの出前授業を実施します。	社会教育課
5	こどもの権利に関わる学校での取組	こどもの権利について、児童・生徒が学ぶ機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	学校教育課
6	人権教育、道徳教育	学校における教育活動を通して生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
7	こどもの権利に関わる図書	読書を通じてこどもの権利や知識を学ぶ機会をつくるために、様々な関連図書を収集し、団体への貸し出しや図書館において企画展示等を行います。	社会教育課
8	こどもの権利に関する保護者向け講座の実施	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉えて、保育施設等と連携を図りながら、こどもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。	子育て支援課

2 こどもの意見表明とその尊重

こどもの意見表明は、家庭や学校、地域、行政など、日常のあらゆる場面で保障されなければなりません。

しかしながら、町において、こどもが意見を表明する機会は十分とは言えず、また、アンケート調査においても、「意見を言っても変わらない」という思いを抱えているこどももおり、こどもの意見表明が実質的に保障されているとは言えない現状があります。

こどもは、まちづくりのパートナーであることから、こどもに関する取組への参加の機会を確保し、こどもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことは必要不可欠です。全てのこどもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行い、こどもがまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的に参加するための機会を確保します。

また、児童虐待やいじめ、不登校などで、こどもの権利が侵害されることがあってはなりません。

しかし、そうした権利侵害時に、相談できる人が身近にいないこどもがいます。こどもの権利侵害の防止や、こどもや保護者が安心して相談・救済を求めることができる体制の整備を進めていく必要があります。

児童虐待やいじめの未然防止に向けた取組を進めるとともに、こどもの権利侵害が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行い、権利侵害からの救済を図り、こどもに寄り添い、こどもやこどもに関わる大人が安心して相談・救済を求めることができる体制や環境の整備を進めます。

また、SNSやインターネットからの有害情報等、こどもを取り巻く有害環境からこどもを守る取組を行います。

主な取組

(1) こどもの意見表明・参加の機会確保

こどもが町政やまちづくりに対して意見を表明したり参加したりするための機会を確保するとともに、こどもの意見を施策の推進や施設の運営に反映させるよう取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
5	こどもの権利に関わる学校での取組(再掲)	こどもの権利について、児童・生徒が学ぶ機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	学校教育課
9	中高生世代向けの施設整備の検討	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設の整備を検討します。整備にあたっては、中高生世代の意見を聴きながら進めます。	子育て支援課
10	施設運営におけるこどもの参加の推進	こどもが日常的に利用する、シーオーレ新宮・そぴあしんぐう・学童保育などの施設において、運営に関してこどもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	子育て支援課 社会教育課 学校教育課
11	こどもまんなかモニター制度	こども・若者がモニター登録し、町の施策に関する様々なテーマで対話やアンケートを実施します。	子育て支援課

(2) こどもの権利侵害の防止、相談・救済

① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備

こどもの養育を支援するサービスや、こども家庭センター「はぐうる」等の相談対応により、虐待の未然防止、早期対応と適切な支援に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
12	児童虐待防止に関する普及啓発	児童虐待防止推進月間(11月)に合わせて集中的にこどもの権利に関する広報・啓発を行い、こどもの権利について考える機運の醸成を図ります。	子育て支援課
13	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の入院や出張などにより、一時的にこどもの養育が困難な場合、町で委託した施設で宿泊を伴ってこどもを預かります。	子育て支援課
14	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。	子育て支援課
15	養育支援訪問事業	養育支援が必要と判断された世帯を保健師等が訪問してこどもの養育に関する指導・助言を行い、養育環境の改善の維持・改善を図ります。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
16	里親支援、普及啓発	福岡県が実施する里親制度について、効率的な広報活動を進めることなどにより、里親の新規開拓と制度の理解・協力の促進を図ります。	子育て支援課
17	未就園児に対する支援の検討	幼稚園や保育施設等に通っていない未就園児の実態把握と支援の検討を行います。	子育て支援課
18	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）支援のヘルパーを派遣します。	子育て支援課

②いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援

いじめや不登校、困難に直面したこどもに対して、それぞれのこどもの状況に配慮しながら、迅速で適切な支援や問題解決に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
19	教育相談	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談や遊戯治療等、各種の心理的な諸検査を行い必要に応じて他機関への紹介を行います。	学校教育課
20	スクールカウンセラーの配置	学校内の教育相談体制の充実を図るため、小学校と中学校に週1日、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
21	心の教室相談員の配置	いじめ・不登校・問題行動等への早期の対応を図るため、学校に居場所や話し相手、相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	学校教育課
22	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決を図ります。	学校教育課
23	学校での教育支援	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。	学校教育課
24	不登校児童等の中学校卒業後の支援	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。	学校教育課
25	DV、デートDV防止	自他を尊重する意識を学ぶ人権教育、性教育を実施して、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に向けて取り組みます。	学校教育課
26	日本語適応事業	日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対して、学校・幼稚園に日本語指導員を派遣し、家庭と学校との連絡補助や日本語言語指導により、学校生活や社会生活への円滑な適応を図ります。	学校教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
27	ヤングケアラー支援	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つ ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。	子育て支援課
28	学習支援事業	中学校全学年の生徒を対象に学習支援を行います。指導員として大学生などの協力を得ながら、学習習慣の定着を図るとともに、受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。	学校教育課
18	子育て世帯訪問支援事業(再掲)	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)支援のヘルパーを派遣します。	子育て支援課

③こどもの権利侵害に関する相談・救済

こどもの権利救済機関の運営など、こどもやこどもに関わる大人が安心して相談でき、救済を求めることができる体制や環境整備を行います。

NO	事業名	事業内容	担当課
3	こども相談室の周知(再掲)	こどもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、こども家庭センター「はぐうる」の普及啓発を進めます。	子育て支援課
29	こどもの権利救済機関(こども相談室)の運営	こども家庭センター「はぐうる」において、こどもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、こどもの権利の侵害からの速やかな救済及びこどもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、こどもが相談しやすい環境や雰囲気づくりを行います。	子育て支援課
30	児童相談所との連携	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等こどもと子育てに関する様々な相談に対応している児童相談所と連携していきます。	子育て支援課
31	若者自立相談窓口の情報提供と周知	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている人やその家族に対して、県が運営する若者自立相談窓口について情報提供し、周知していきます。	子育て支援課
32	心配ごと・福祉なんでも相談	人権問題や身の回りに起こっている苦情や、生活、家庭不和、結婚、いじめや差別などの心配ごとについて、毎月、人権擁護委員や行政相談委員などでの面接相談を行います。	総務課
19	教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談や遊戯治療等、各種の心理的な諸検査を行い必要に応じて他機関への紹介を行います。	学校教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
20	スクールカウンセラーの配置(再掲)	学校内の教育相談体制の充実を図るため、小学校と中学校に週1日、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
21	心の教室相談員の配置(再掲)	いじめ・不登校・問題行動等への早期の対応を図るため、学校に居場所や話し相手、相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	学校教育課
22	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決を図ります。	学校教育課
33	自殺対策事業	「新宮町自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業を実施します。	健康福祉課
34	インターネットや SNS 等のトラブルへの相談	こども家庭センター「はぐうる」において、こどものネット・スマホによるトラブルへ助言・支援を行います。	子育て支援課
25	DV、デートDV防止(再掲)	自他を尊重する意識を学ぶ人権教育、性教育を実施して、交際相手からの暴力(デートDV)の防止に向けて取り組みます。	学校教育課
35	消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言を受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。	産業振興課

3 こどもの居場所づくり、学びや遊び体験への支援

こどものすこやかな成長にとって、休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は非常に重要です。

町には、様々なこどもの居場所がありますが、こどもの発達や成長段階に応じてそれぞれのニーズは異なり、また、居場所があっても、利用しないこどももいます。

「全てのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもがほっとできる居場所や、学びや遊び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。こどもの豊かな成長や自立性、社会性を育てていくために、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

こどもが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓く力を習得できるよう、こどもの特性に合わせた学びの機会や場所、こどもが屋内外で遊んだり、自然と触れ合ったり、文化・芸術に親しんだりする機会や場所を充実します。

主な取組

(1)安心して過ごせる居場所づくり

放課後等のこどもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、こどもの成長段階やニーズに応じて安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
9	中高生世代向け施設の整備の検討(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設の整備を検討します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	子育て支援課
36	学童保育所の運営	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	学校教育課
37	子育てひろばの整備(地域子育て支援拠点事業)	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。	子育て支援課
38	放課後のこどもの安全な居場所の確保	放課後のこどもの安全な居場所を確保するため、公共施設を活用して、こどもが利用できる暫定的な居場所を提供します。	社会教育課 子育て支援課
10	施設運営におけるこどもの参加の推進(再掲)	こどもが日常的に利用する、シーオーレ新宮・そぴあしんぐう・学童保育などの施設において、運営に関してこどもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
39	家庭教育支援団体への支援	家庭教育を支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。	社会教育課
40	遊びのひろば事業	こどもから大人まで年齢問わず安心して遊べる居場所を提供し、人と人とのつながりづくりの場を実施します。	社会教育課
41	学校開放事業	小中学校の校庭や体育館を、町民がスポーツ活動で利用できるよう開放し、こどもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。	社会教育課
42	公園の整備	利用者のニーズに対応し、だれもが利用しやすい公園を整備します。	都市整備課
43	公共施設の有効活用	公共施設を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、インターネットでの空き状況の照会や予約など利便性の向上を図ります。	社会教育課 子育て支援課
44	地域寺子屋事業	こどもたちの安全・安心な居場所づくりや学習習慣の定着化を図るため、地域の公民館等で実施される地域寺子屋事業の推進を行います。	社会教育課

(2)学習機会の充実

学習支援の実施や学習スペースの提供など、こどもの学びを支援する取組を充実します。

NO	事業名	事業内容	担当課
45	学習スペースの提供	こどもの自主的・自発的な学習を支援するため、町有施設において、こども専用の学習スペースやこどもが利用できる多様な勉強場所を提供します。	社会教育課 子育て支援課
39	家庭教育支援団体への支援(再掲)	家庭教育を支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。	社会教育課
46	こどもの読書環境の充実	町立図書館、学校図書館の充実を図るとともに、相互に連携し、こどもの読書活動の推進を行います。	社会教育課
47	学童保育所ICT環境整備	こどもの学習環境を充実するため、学童保育所にインターネット環境整備を推進します。	学校教育課
48	ICT教育の推進	小・中学校におけるICT環境を整備し、ICTを活用した学習を推進します。	学校教育課
23	学校での教育支援(再掲)	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。	学校教育課

(3)遊び・体験の機会の充実

こどもが自由に外遊びをしたり、文化・芸術に親しんだりするなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

NO	事業名	事業内容	担当課
49	ブックスタート事業	本町在住の赤ちゃんと保護者を対象に、絵本が入ったブックスタート・パックを手渡し、親子で絵本を開く楽しさとふれあいの時間を提供します。	社会教育課
40	遊びのひろば事業(再掲)	こどもから大人まで年齢問わず安心して遊べる居場所を提供し、人と人とのつながりづくりの場を実施します。	社会教育課
50	こどもの居場所づくり	乳幼児から18歳までの施設整備含めたこどもの居場所づくりの検討や交流等の機会を提供します。	子育て支援課
51	こどもの体験活動	心豊かでたくましく生きるこどもたちを育むため、こどもの体験活動やこども講座を開催し、体験機会の充実を図ります。	社会教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
9	中高生世代向け施設の整備の検討(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設の整備を検討します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	子育て支援課
41	学校開放事業(再掲)	小中学校の校庭や体育館を、町民がスポーツ活動で利用できるよう開放し、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。	社会教育課

施策の成果指標

目標を実現するための指標	現 状 値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)	
	1. 自分自身のことが好きだと思う こどもの割合	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生 若者	67.2% 63.0% 70.0% 64.4%	70.0%
2. 周りの人は自分の意見をちゃんと 聞いてくれると思うこどもの割合	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生	82.1% 80.8% 94.3%	小学生	85.0%
			中学生	現状維持
3. 自分にとっていちばんよいことは なにか、おとなにいっしょに考えて もらえるこどもの割合	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生	73.0% 68.3% 75.7%	80.0%	
4. 社会を自分の力で変えられると思う こどもの割合	中学生	35.9%	70.0%	
5. 人の役に立ちたいと思うこども・若者 の割合	中学生 若者	93.4% 82.9%	現状維持	
6. やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、 つかれたら休むことができている	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生	88.2% 86.1% 83.2%	90.0%	
7. かぞくのほかに自分のことをしんげんに 考えてくれるおとながいる	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生	77.8% 76.9% 81.3%	90.0%	

基本方向Ⅱ こどもが安心して育つための

家庭への支援

1 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援

子育て家庭のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子育てに不安を感じている保護者もあり、家庭の状況に応じた支援が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、感染症拡大の懸念などから、子育て仲間を作る機会や場が減少し、妊産婦が孤立し、育児への不安の増幅や、心身の不調につながる懸念が懸念されます。

安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目のない一貫した支援体制の充実を図り、子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、子育てサービスの充実及び様々な方法による情報提供を行うとともに、課題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるための取組を進めます。こどもに係る医療費については、0歳から15歳のこどもに加え、15歳から18歳の高校生年代の医療費を助成し、子育てにかかる費用の軽減を図るとともに、こどもの健康確保のための取組を進めます。

主な取組

(1) 妊娠、出産から子育てまでの支援の実施

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるため、妊産婦健康診査費用や医療費などの助成、育児不安の解消に向けた取組や様々な機会における子育て支援情報の提供など、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行います。

NO	事業名	事業内容	担当課
52	妊産婦健康診査	全妊産婦を対象に14回分の妊婦健康診査と2回分の産婦健康診査費用を助成します。	子育て支援課
53	両親学級 (ハロー!ベビークラス)	すべての妊婦とその家族を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴や妊婦体験等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりを促します。	子育て支援課
54	産前・産後サポート事業 (ほのぼのRoom)	出産に向けての情報提供、妊婦同士の交流の場の設定、出産や育児の不安及び孤立感の解消のための講座を実施します。また、産後の親同士の情報交換や交流機会を設けることで、育児不安の解消を図るとともに仲間づくりを促します。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
55	妊婦のための支援給付金事業・妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦が安心して出産や子育てができる環境を目指し、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を行います。	子育て支援課
56	産後ケア事業	産後の心身の不調、育児不安に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育めるよう支援します。	子育て支援課
57	ピアサポート支援事業	育児休業を取得する父親が増加する中、産前と産後に父母で参加する交流の場を設けることで、仲間づくりや情報交換を促します。	子育て支援課
58	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	町内に居住する生後4か月までの乳児のいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行います。	子育て支援課
59	予防接種	感染症から子どもを守り、感染症のまん延を防ぐために、接種年齢に合わせた接種状況の確認や勧奨を行っています。	子育て支援課
60	乳幼児健診	こどもの月齢や年齢に応じた健康診査、歯科健診を実施し、発育・発達の確認を行うとともに、疾病や障がいの早期発見と早期治療につなげます。また、状況に応じて、育児や栄養・歯科相談を実施するとともに、医療機関での診察や相談を勧奨します。	子育て支援課
61	離乳食教室	離乳食の始め方や進め方、ポイントなどの知識の習得と調理の実演見学、離乳食の試食などの体験をすることで不安の軽減を図り、初めての離乳食を円滑に始められるよう促します。	子育て支援課
62	育児相談	発育や発達、育児の不安、離乳食や食事等の栄養相談など子育てに関し、保健師・助産師・栄養士などによる個別相談を実施します。	子育て支援課
63	心理面からのピアサポート支援事業	育児不安やストレスを抱えている保護者に対し、自身自身のリフレッシュする場、育児の悩みや情報交換を行うピアサポートの場を提供し、自己回復力を促します。	子育て支援課
64	心理相談	乳幼児のこどもを持つ保護者や妊産婦で精神的フォローが必要な人に対し、臨床心理士による心理相談を行います。	子育て支援課
65	親子遊び教室	親子のふれあい遊びを通して、親子のスキンシップを高め、こどもの心身の成長発達や保護者のリフレッシュを促します。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
66	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした人に母子健康手帳を交付し、妊婦に対して面談等の実施により必要な情報の提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた支援につなげます。	子育て支援課
67	子ども医療費助成（乳幼児・義務教育就学児・高校生等）	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもの医療費の自己負担分（食事療養標準負担額を除く）を助成します。	住民課
68	児童手当	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育している人に手当を支給します。	子育て支援課
69	第二子以降保育料の無償化	多子世帯の保育施設等の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境づくりに資することを目的として、第二子以降のこどもにかかる保育料等を無償化します。	子育て支援課
70	食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及と啓発に取り組めます。	健康福祉課
71	運動習慣の定着と体力向上の教育	こどもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わうことのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校において体力向上プログラムに位置付けて推進していきます。	学校教育課

(2) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭が、必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、こどもの預かりや乳幼児とその保護者の居場所など、子育て支援のサービスを充実するとともに、その利用につながるような様々な方法により情報を提供します。

NO	事業名	事業内容	担当課
72	利用者支援事業	こどもや保護者にとって身近な場所において、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行います。	子育て支援課
73	病児・病後児保育	古賀市・福津市・宗像市と施設利用の広域協定を締結し、こどもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
74	ファミリー・サポート事業（子育て援助活動支援事業）	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をした人が会員になり、地域で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
75	一時預かり事業・一時保育事業	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。	子育て支援課
13	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）	保護者の入院や出張などにより、一時的にこどもの養育が困難な場合、町で委託した施設で宿泊を伴ってこどもを預かります。	子育て支援課
18	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）支援のヘルパーを派遣します。	子育て支援課
37	子育てひろばの整備（地域子育て支援拠点事業）（再掲）	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。	子育て支援課
76	子育て支援サービス等に関する情報提供	子育て世帯向けのサービスや問合せ先などを掲載したパンフレットを発行します。また、ホームページの子育てに関する支援やイベントなどを掲載した子育て家庭向けサイトで情報を発信します。	子育て支援課
77	こども誰でも通園制度	保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児または幼児（満3歳未満）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言等を行う事業で令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。	子育て支援課

（3）子育てに関する相談体制の充実

子育てに関して課題を抱えている世帯等を必要な支援につなげるため、関係機関が連携して発見、相談を行い、継続的な支援等を提供していくことで、子育て世帯の多様な課題解決に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
78	こども家庭センター「はぐうる」の運営	こどもや妊産婦等が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、子育て及び保健・福祉の拠点として相談と支援とともに、各種事業やサービスの提供を行います。	子育て支援課
30	児童相談所との連携（再掲）	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等こどもと子育てに関する様々な相談に対応している児童相談所と連携していきます。	子育て支援課
31	若者自立相談窓口の情報提供と周知（再掲）	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている人やその家族に対して、県が運営する若者自立相談窓口について情報提供し、周知していきます。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
50	こどもの居場所づくり(再掲)	乳幼児から18歳までの施設整備含めたこどもの居場所づくりの検討や交流等の機会を提供します。	子育て支援課
14	要保護児童対策地域協議会(再掲)	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。	子育て支援課
19	教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談や遊戯治療等、各種の心理的な諸検査を行い必要に応じて他機関への紹介を行います。	学校教育課
22	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決を図ります。	学校教育課
79	困難を抱えるこどもと子育て家庭への支援に向けた連携体制の構築	地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築して、生活に困難を抱えるこども及び子育て家庭に必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

2 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

アンケート調査によると、相対的貧困層の割合は、全ての年齢層において1割に近い数字となっています。また、全体のうち約2割近くの世帯が、過去1年の間に経済的な理由で必要な食糧が買えなかったことがあると回答しており、ひとり親家庭においては4割弱が経験しています。

また、ひとり親家庭は、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担う必要があることから、日常生活や就労など、様々な面で困難に直面しやすい状況にあります。また、離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められています。

こどもと子育て家庭の安定した生活を実現するため、食のセーフティネットの充実とともに、就業や住宅など、日常生活に関する支援を総合的に実施します。暮らし、仕事や子育てなど、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、総合的かつ継続的な支援を実施します。

主な取組

(1) 生活困窮家庭への支援

こどもの就学援助や就職や住まい、家計管理など、生活に困窮する家庭の日常生活を支えるための取組を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
80	就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費を援助します。	学校教育課
81	しごと・くらし相談事業	就職や住まい、家計管理など、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	健康福祉課
82	行政サービスの利用料減免・減額	所得やひとり親家庭など、一定の条件により病児・病後児保育、こどもショートステイ等の一部の事業で利用料を減免あるいは減額します。	子育て支援課
83	居住支援体制の推進	子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関する相談と支援を推進します。	子育て支援課
79	困難を抱えるこどもと子育て家庭への支援に向けた連携体制の構築(再掲)	地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築して、生活に困難を抱えるこども及び子育て家庭に必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える複合的な課題の解消に向け、仕事や生活、子育てに関する支援を総合的に提供するなど、ひとり親家庭の生活自立に向けて支援の取組を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
84	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えたひとり親家庭等の居宅を訪問し、家事を支援することにより、家庭や養育環境を整えます。	子育て支援課
85	児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までのこども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等で、所得限度額未満の保護者に手当を支給します。	子育て支援課
86	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く)を助成します。	住民課
79	困難を抱えるこどもと子育て家庭への支援に向けた連携体制の構築(再掲)	地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築して、生活に困難を抱えるこども及び子育て家庭に必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

3 こどもの発達・成長に応じた支援

療育相談や町内の障がい児通所支援事業の延利用人数は増加傾向にあることから、各家庭の状況やこどもの特性を踏まえた相談支援体制を充実する必要があります。また、発達に課題や障害のあるこどもを育てる保護者が周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障害に対する理解促進が重要です。

医療的ケアが日常的に必要なこども（医療的ケア児）の数は増加しており、また、必要な支援が多様化していることから、その実態を把握するとともに支援体制の充実を図る必要があります。

また、特別支援学級在籍児童・生徒や通常の学級で特別支援教室を利用する児童・生徒の数及び就学相談の件数も増加傾向にあることから、こどもの状況に合わせた適切な教育環境を保護者が選択できるための支援を行う必要があります。

特別な配慮を必要とするこどもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談支援体制の整備と、こどもとその保護者の地域での孤立を防ぐため、地域における理解の促進を図ります。

併せて、地域における医療的ケア児への支援を強化するため、関連機関との連携強化を図るとともに、保育園、町立幼稚園等における受入態勢の推進を図ります。

こどもの特性や課題に応じた支援や指導を行うために、関係機関の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

主な取組

(1) 発達に課題や障害があるこどもへの支援

発達に課題や障害のあるこどもとその家族が、地域で孤立することのないよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を構築するとともに、子ども発達支援センター、障がい児通所支援事業所や保育所等における専門的支援の充実を図ります。また、地域社会への参加推進のため、住民の理解を深める啓発を行います。さらに、特別な支援を必要とするこどもの教育的なニーズに対応するために、個々の特性や課題に応じた指導の実施や学習環境の充実に向けた取組を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
87	子ども発達支援センター事業	発達に課題のあるこどもと保護者に対し、継続した相談支援を行うとともに必要に応じて発達検査や療育を行います。	子育て支援課
88	子ども発達支援センターにおける巡回支援	子ども発達支援センターの職員が保育所や幼稚園等訪問し、発達に課題があるこどもの集団生活の支援等を行います。	子育て支援課
89	医療的ケア児支援事業	医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、保育園、幼稚園等での医療的ケア児の受け入れを進めます。	子育て支援課
90	障がい児通所支援事業	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの、障がい児通所支援事業により、支援を必要とする児童に適切な療育の機会を提供します。	健康福祉課

NO	事業名	事業内容	担当課
91	特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の子どもを扶養している保護者等で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	健康福祉課
92	就学相談	こどもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、相談員が保護者の相談に対応します。	学校教育課
93	特別支援学級運営	特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決と達成を図るため、学級運営及び事業実施について支援します。	学校教育課
94	小・中学校のバリアフリー化	エレベーターの設置など、バリアフリー化に向けた改修を進めます。	学校教育課

施策の成果指標

目標を実現するための指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
1. 自分自身のことが好きだと思う こどもの割合	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生 若者	67.2% 63.0% 70.0% 64.4%	70.0%
2. 子育ての楽しさを感じている保護者の 割合	就学前 小学生	96.6% 95.1%	100.0%
3. 周囲の人に支えてもらって子育てを していると実感している保護者の割合	就学前 小学生	58.2% 62.4%	70.0%
4. こどもの育てにくさを感じている 保護者の割合	3歳児	22.2%	20.7%
5. 虐待の可能性がある行為をしている 保護者の割合	3歳児	21.5%	17.4%
6. ゆったりとした気分で子どもと過ごせる 時間がある保護者の割合	3歳児	76.6%	80.5%

※成果指標の4から6については、「すこやか親子21 アンケート」結果による

5. 虐待の可能性がある行為をしている保護者の割合は、回答のうち「しつけのし過ぎがあった」「感情的に叩いた」「乳幼児だけを残して外出した」「長時間食事を与えなかった」「感情的な言葉でどなった」「こどもの口をふさいだ」「こどもを激しくゆさぶった」のいずれかに回答した人の割合

基本方向Ⅲ こどもと子育て家庭を支える

保育・教育環境の充実

1 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備

保育施設については、増加する保育需要に対応するため、計画的な施設整備を行ってきたことにより、2022年（令和4年）4月に待機児童ゼロを達成しました。今後、児童数については、ゆるやかに減少していくと想定されますが、引き続き保護者のニーズを適切に把握し、需要に応じた定員数を確保していく必要があります。一方で、施設によっては、定員に空きが生じており、施設の運営等に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

保育施設については、適切な定員の確保を図っていくと同時に、定員に空きが生じている保育施設等への支援についても検討を行います。

学童保育所についても、今後の需要を適切に把握しながら、待機児童数が多く見込まれる地域については、施設整備など、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせるための取組を進めます。

主な取組

(1) 教育・保育施設の整備と運営事業者の支援

就学前人口と教育・保育需要の将来推計に基づき、適切な施設配置を行うとともに、質の高い教育・保育が提供されるよう運営事業者の支援を行います。

NO	事業名	事業内容	担当課
95	教育・保育施設の整備	町立幼稚園が担うべき役割を踏まえ、教育・保育需要の推移、民間施設の定員充足状況、施設の耐用年数等を勘案した、施設の適正配置と建替計画を策定します。	学校教育課
96	私立保育園の認定こども園化の支援	多様化する教育・保育のニーズに応えるため、希望する保育園の認定こども園化を支援します。	子育て支援課
97	認可外保育施設の認可保育所への移行支援	認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対し、認可保育所移行に必要な改修費等の支援、保育内容や施設運営等についての助言・指導を行います。	子育て支援課
98	保育所等の指導検査の充実	特定教育・保育施設等に対し、関係法令の遵守、適正な運営等について、指導検査を行います。	子育て支援課
99	保育の質の維持・向上	小規模保育事業所及び認可保育所等に対して、施設経営の安定と保育定数の維持を図り、保育定員を確保します。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
100	保育所等の空き定員対策	少子化の進行や保育需要の地域偏在等による保育所等の空き定員の有効活用と空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討します。	子育て支援課
101	保育所等のICT化推進	保育所等が保育所業務支援システムを導入し、欠席連絡の電子化等、保護者の利便性の向上を図れるよう導入費用について、補助します。	子育て支援課

(2) 学童保育所の整備

保護者の就労等により、放課後に適切な保育を受けられない児童を対象に、安全・安心な放課後の居場所を提供します。また、多様な放課後の過ごし方について保護者の理解を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
36	学童保育所の運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	学校教育課
47	学童保育所ICT環境整備(再掲)	こどもの学習環境を充実するため、学童保育所にインターネット環境整備を推進します。	学校教育課

2 質の高い教育・保育サービスの提供

町内の全ての教育・保育施設において、こどもたちの育成・発達に配慮しつつこどもの権利の視点に立った教育・保育を確実に提供し、就学前教育を充実するとともに、保育園等、幼稚園と小学校の連携を推進し、義務教育への円滑な接続に取り組んでいく必要があります。

また、女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。保護者が必要なときに安心してこどもを預けられるようにするため、様々なサービスの充実が求められており、保護者のニーズに応じて、保育園の延長保育や休日保育、幼稚園での預かり保育などを実施します。

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、学童保育所において適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供します。

主な取組

(1) 就学前教育・保育の質の向上

乳幼児期にこどもが心身ともに健康で自分らしく育っていくための質の高い教育・保育を提供します。また、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、安全・安心な居場所を提供し、健全な育成を図ります。

NO	事業名	事業内容	担当課
98	保育所等の指導検査の充実(再掲)	特定教育・保育施設等に対し、関係法令の遵守、適正な運営等について、指導検査を行います。	子育て支援課
102	保幼小中の連携教育	就学前教育・保育施設、小・中学校の教員が互いの教育・保育について理解を深めて、幼児期から中学校までの学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
103	就学前教育の推進	就学前教育プログラムを活用し、就学前教育・保育施設と小学校の連携による教育を推進します。	学校教育課 子育て支援課
104	入園・在園関係手続きの簡素化	保育所等入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
105	保護者向け保育関連情報の発信	保育所等の施設案内、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容にして、保護者へ情報提供します。	子育て支援課
36	学童保育所の運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	学校教育課

(2) 多様な教育・保育サービスの充実

保護者の状況に応じ、必要なときに安心して子どもを預けられるようにするため、利用できるサービスの充実を図ります。

NO	事業名	事業内容	担当課
106	幼稚園における一時預かり	幼稚園等に在園する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間に一時預かりを実施します。	学校教育課 子育て支援課
107	延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。	子育て支援課
73	病児・病後児保育(再掲)	古賀市・福津市・宗像市と施設利用の広域協定を締結し、子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
74	ファミリー・サポート事業(子育て援助活動支援事業)(再掲)	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が会員になり、地域で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課

NO	事業名	事業内容	担当課
75	一時預かり事業・一時保育事業(再掲)	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。	子育て支援課
13	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)(再掲)	保護者の入院や出張などにより、一時的にこどもの養育が困難な場合、町で委託した施設で宿泊を伴ってこどもを預かります。	子育て支援課
108	障がい児の保育の推進	障がい児保育の充実を図るため、障がい児を受け入れた認可保育所等に対して支援します。	子育て支援課

施策の成果指標

目標を実現するための指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
	1.自分自身のことが好きだと思 うこどもの割合(低学年のみ)	小学生(低学年)	67.2%
2. 子育ての楽しさを感じている保護者の割合	就学前 小学生	96.6% 95.1%	100.0%

※教育・保育サービスの成果指標については、別途「第5章子ども・子育て支援事業計画」において、量の見込みを推計し、具体的な確保策を設定します。

基本方向Ⅳ こども・若者の成長を

地域全体で支える環境づくり

1 地域における子育て支援活動の推進

コロナ禍を経て、地域の見守りや支えあいのコミュニティの希薄化に拍車がかかっています。新宮町では核家族世帯の割合が高く、また、自分の生まれ育った地域以外で子育てをしている家庭も多いことから、孤立した環境での妊娠や出産、子育てが懸念され、その対応が急務となっています。子育て家庭が日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組めます。

主な取組

(1) 地域における子育て支援ネットワークの強化

様々な地域事業の取組を通じて地域における連携を進め、こどもと子育て家庭に関わる見守りネットワークを強化します。

NO	事業名	事業内容	担当課
43	公共施設の有効活用(再掲)	公共施設を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、インターネットでの空き状況の照会や予約など利便性の向上を図ります。	社会教育課 子育て支援課
74	ファミリー・サポート事業(子育て援助活動支援事業)(再掲)	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が会員になり、地域で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課
79	困難を抱えるこどもと子育て家庭への支援に向けた連携体制の構築(再掲)	地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築して、生活に困難を抱えるこども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

2 子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備

町へ期待する子育て支援の充実策として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」保護者の割合は43.6%であり、町内の遊び・憩いの環境の充実に向けて取組を進める必要があります。また、町内の共働き世帯の割合は、未就学児の保護者及び就学児の保護者ともに7割を超えており、今後も増加することが見込まれることから、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備が求められています。

子育て家庭にとって魅力的な公園の整備や子育て家庭にやさしい店舗の充実等を図り、こども

と子育て家庭が住み続けたい環境の整備を進めます。また、子育てと就労の両立に向け、こどもに関する施設の整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の就労を支えるための取組を実施します。

地域における見守り活動を充実するとともに、犯罪や事故に関する普及啓発を行い、こどもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、健やかに成長できる環境を整備します。

主な取組

(1) 子育てしやすいまちづくり

女性の活躍を促進し、ジェンダーギャップの解消を図るとともに、働きながら子育てしやすいまちづくりを推進します。また、子育て家庭にやさしい店舗やこどもから大人まで様々な人が楽しめる公園など、子育て家庭にとって魅力的な環境の整備を進めます。

NO	事業名	事業内容	担当課
109	子育て世帯に向けた情報発信	町の子育て支援情報やこどもと子育て家庭が利用できる施設など、町内の子育て環境の魅力をホームページや子育てアプリ「ぐーまっち」等により発信します。	子育て支援課
82	居住支援体制の推進(再掲)	子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関する相談と支援を推進します。	子育て支援課
42	公園の整備(再掲)	利用者のニーズに対応し、だれもが利用しやすい公園を整備します。	都市整備課
110	ジェンダー平等の取組	育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律等の制度の周知に努めます。	総務課
111	女性の再就職支援	子育てと両立して働き続けたい女性を支援するため、再就職イベントを実施します。	産業振興課
112	教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。	子育て支援課
36	学童保育所の運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	学校教育課

(2) こどもの安全・安心の確保

こどもを有害な環境から守るための普及啓発を行うとともに、犯罪や事故を防止するための取組を進め、子育て家庭が安心してこどもを育てられるまちづくりを推進します。

NO	事業名	事業内容	担当課
113	通学路の安全対策	全小学校の通学路における危険個所の把握に努め、警察等の関係機関との連携を図りながら危険個所の改善を進めます。また、地域との連携を図り、地域住民の皆様による見守り活動をお願いするなど、登下校時の児童の安全を確保します。	学校教育課

NO	事業名	事業内容	担当課
114	受動喫煙防止	受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。	健康福祉課
115	保育園等の在園児の安全対策	散歩時の交通事故や不審者の施設侵入を防止するため、警察署等と連携して研修や訓練を行い、職員の意識向上と対応力強化を図ります。	子育て支援課
116	避難所運営における子育て世帯への配慮	災害時の避難所運営等において、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進めます。	地域協働課

3 すべての若者の健やかな育成支援

中高生年代が自由に意見を表明し、発信できる取組を進めて、主体的に活動し、交流できる機会や健全な居場所を確保していく必要があります。

また、若者の地域での幅広い交流や活動の機会を作るとともに、若者の視点を町政や地域の課題解決に生かしていく必要があります。

若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実や若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参画を推進します。

主な取組

(1) 若者の活動・社会参画の機会の充実

若者を対象とした事業を開催し、自己表現や興味・関心に応じた体験の機会を充実します。

また、若者の視点を町政や地域に生かすことにより、若者の社会参画を促します。

NO	事業名	事業内容	担当課
117	ジュニアリーダー・シニアリーダー事業	町主催の体験活動や子ども会活動をはじめとする地域行事などで子どもたちのリーダーとして活躍できる場を提供します。	社会教育課
118	若者フリースペースの整備	若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所の整備を検討します。	子育て支援課
119	二十歳（はたち）のつどい	対象年齢者（20歳）のうち、有志による実行委員会形式により企画・運営した式典を、成人の日の趣旨に基づき、大人になったことを自覚し、促すことを目的として実施します。	社会教育課
11	こどもまんなかモニター制度（再掲）	こども・若者がモニター登録し、町の施策に関する様々なテーマで対話やアンケートを実施します。	子育て支援課

(2) 若者の居場所の充実

若者の活動・交流や相談・支援の拠点となる施設を運営するとともに、中高生年代向け施設を充実するための検討を行います。

NO	事業名	事業内容	担当課
50	こどもの居場所づくり(再掲)	乳幼児から18歳までの施設整備含めたこどもの居場所づくりの検討や交流等の機会を提供します。	子育て支援課
9	中高生世代向けの施設整備の検討(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生世代向けの施設整備について検討します。整備にあたっては、中高生世代の意見を聴きながら進めます。	子育て支援課

(3) 若者に関する相談支援体制の整備

社会との関わりに課題を抱える若者とその家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談体制を整備します。

NO	事業名	事業内容	担当課
120	不登校・ひきこもり支援事業	不登校やひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会を実施し、関係機関(学校・社会福祉協議会・NPO法人等)と連携を図ります。	子育て支援課
118	若者フリースペースの整備(再掲)	若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所の整備を検討します。	子育て支援課
29	こどもの権利救済機関(こども相談室)の運営(再掲)	こども家庭センター「はぐうる」において、こどもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、こどもの権利の侵害からの速やかな救済及びこどもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、こどもが相談しやすい環境や雰囲気づくりを行います。	子育て支援課
30	児童相談所との連携(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等こどもと子育てに関する様々な相談に対応している児童相談所と連携していきます。	子育て支援課
32	心配ごと・福祉なんでも相談(再掲)	人権問題や身の回りに起こっている苦情や、生活、家庭不和、結婚、いじめや差別などの心配ごとについて、毎月、人権擁護委員や行政相談委員などでの面接相談を行います。	総務課
33	自殺対策事業(再掲)	「新宮町自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業を実施します。	健康福祉課

NO	事業名	事業内容	担当課
35	消費生活相談(再掲)	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言を受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。	産業振興課

(4)困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

若者が抱える課題に応じて、各相談窓口が専門性を生かした支援を行います。

また、若者の対応に悩む家族が孤立しないよう、継続的な支援を行います。

NO	事業名	事業内容	担当課
24	不登校児童等の中学校卒業後の支援(再掲)	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、中学校と連携して情報を共有し、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。	学校教育課
3	こども相談室の周知(再掲)	こどもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、こども家庭センター「はぐうる」の普及啓発を進めます。	子育て支援課
30	児童相談所との連携(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等子供と子育てに関する様々な相談に対応している児童相談所と連携していきます。	子育て支援課
31	若者自立相談窓口の情報提供と周知(再掲)	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている人やその家族に対して、県が運営する若者自立相談窓口について情報提供し、周知していきます。	子育て支援課
32	心配ごと・福祉なんでも相談(再掲)	人権問題や身の回りに起こっている苦情や、生活、家庭不和、結婚、いじめや差別などの心配ごとについて、毎月、人権擁護委員や行政相談委員などでの面接相談を行います。	総務課
33	自殺対策事業(再掲)	「新宮町自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業を実施します。	健康福祉課

施策の成果指標

目標を実現するための指標	現 状 値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
	1. 子育ての楽しさを感じている保護者の割合	就学前 小学生	96.6% 95.1%
2. 周囲の人に支えてもらって子育てをしていると実感している保護者の割合	就学前 小学生	58.2% 62.4%	70.0%
3. 自分自身のことが好きだと思うこどもの割合	小学生(低学年) 小学生(高学年) 中学生 若者	67.2% 63.0% 70.0% 64.4%	70.0%
4. 人の役に立ちたいと思うこども・若者の割合	中学生 若者	93.4% 82.9%	現状維持
5. こども・若者を対象とした育成支援機関等の認知	若者	82.2%	100.0%
6. 町に意見を伝える機会への参加意向	中学生	52.9%	70.0%
7. 新宮町への定住意向	若者	57.8%	70.0%

第5章 子ども・子育て支援事業計画



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき策定が求められており、子ども・子育て支援法による教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」及びその実施時期を定めることとなっています。

令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和6年6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことにより、基本指針においても改正が行われています。主な改正内容は、家庭支援事業の新設と拡充及び利用勧奨と措置に関する事項、こども家庭センター、地域子育て相談機関に関する事項、妊婦等包括相談支援事業に関する事項、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項及び産後ケアに関する事業の追加です。

本町においてもこれらの改正を踏まえ、令和5年度に実施した就学前児童の保護者の子ども・子育て支援に関するニーズ調査(以下、ニーズ調査という)による教育・保育事業や地域子育て支援事業の利用意向等に基づく推計結果と現在の利用状況に基づき、本町の教育・保育事業および地域子育て支援事業の「量の見込み」を推計し、具体的な「確保方策」を設定します。

2 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保策

(1)教育・保育提供区域について

基本指針では、計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが求められています。

本町においては、教育・保育などのニーズと各事業の供給上のバランスがとれており、特に区域を分割する必要がないことから、これまで「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。本計画においても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について町内全域を一つの提供区域としました。

(2)対象事業と対象年齢

①教育・保育事業

教育・保育		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園、幼稚園） ※専業主婦(夫)家庭, 短時間就労家庭	【1号認定】 3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ※共働きであるが幼稚園の利用を希望	【2号認定】 3～5歳
	保育認定②（認定こども園、保育所）	【2号認定】 3～5歳
3	保育認定③（認定こども園, 保育所+地域型保育）	【3号認定】 0歳, 1・2歳

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業		対象児童年齢
1	時間外保育事業（延長保育）	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	1～6年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ別）	0～5歳
4	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場, 子育てサロン）	0～3歳
5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5歳
6	一時預かり事業 ・その他	0～5歳
7	病児保育事業（病児病後児保育事業）	0歳～小学6年生
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0歳～小学6年生
9	妊婦健康診査	—
10	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	0歳
11	利用者支援事業	0歳
12	養育支援訪問事業	—
13	子育て世帯訪問・支援事業	—
14	児童育成支援拠点事業	—
15	親子関係形成支援事業	—
16	妊婦等包括相談支援事業	—
17	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	3歳未満
18	産後ケア事業	1歳未満
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
20	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3～5歳
21	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	—

(3)「量の見込み」の算出方法

国の手引きでは、子どもの父母の有無、就労状況から分類する「家庭類型」に、今後の就労意向等による「潜在家庭類型」を含めた量の見込みを算出することとしています。

本町の推計に使用した「潜在家庭類型」は以下のとおりです。

① 家庭類型の分類と認定区分

タイプA 母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム 就労 4. 育休・介護 休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	64時間以上 120時間未満			タイプE'		
	64時間未満	タイプC'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

② 保育時間の認定

保育必要量の認定については、主にフルタイム就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当する「標準時間」と主にパートタイム就労を想定した「短時間」の2区分を設けます。

「短時間」の認定は、月の就労時間が市町村の定める下限時間以上 120 時間未満にあたる家庭を対象としています。下限時間について、現在の入所要件(月 16 日以上かつ1日当たり4時間以上)を踏まえて 64 時間として、「量の見込み」を算出します。

③ 「量の見込み」の補正について

国の手引きによる算出方法の場合、潜在的な需要がすべて顕在化する前提での「量の見込み」の算出となっており、実績値からかなり過大な「量の見込み」となっています。

現実的な需要は、社会経済情勢や教育・保育施設等の整備状況などによって増加してくるものと考えられることから、地域子育て支援事業によっては、令和6年度の実績値から平均的に増加するよう補正を行ったものもあります。

(4)教育・保育事業

就学前児童の教育・保育について、アンケート調査結果からニーズ量を把握し、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用実績を踏まえて「量の見込み」を推計し、それに合わせて「確保策」としました。ニーズ量に合わせた提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	概 要	利用できる主な施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望（保育の必要性無） 3歳～5歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、町から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望（保育の必要性有） 3歳～5歳	保育所・認定こども園・地域型保育※
3号認定	子どもが満3歳未満で、町から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望（保育の必要性有） 0歳～2歳	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設で県から認定を受けている

※ 地域型保育…町の認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業

○利用の現状

幼稚園（公立）が2施設、保育所（私立）が4施設（分園を含む）、認定こども園（私立）が4施設あり、総利用定員は幼稚園 420 人、保育所 310 人、認定こども園 735 人、合わせて 1,465 人となっています。

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

アンケート調査において、保護者の就労状況や就労意向と、定期的な教育・保育事業の利用希望として認可保育所・認定こども園を選択した人により量の見込みを算出しています。

調査結果による量の見込みとともに現状の就学前児童人口や保育需要の推移等を踏まえて必要な対応策を検討していきます。保育施設の児童の定員数については、柔軟な運用等により、量の見込みの確保に努めます。

	令和7年度						令和8年度						令和9年度								
	1号	2号			3号			1号	2号			3号			1号	2号			3号		
		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外		0歳児	1歳児	2歳児			
		A	B	C	D	E	F		A	B	C	D	E	F		A	B	C	D	E	F
量の見込み(a)	191	89	405	73	130	117	173	80	366	71	153	100	154	71	325	67	144	112			
確保方策 (b)	① 特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園) (④を除く)	616					625						634								
	② 特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所) (④を除く)		84	452	56	123	129		75	452	56	123	129		66	452	56	123	129		
	③ 確認を受けない幼稚園 (④を除く)	0						0						0							
	④ 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		5	0					5	0					5	0					
	⑤ 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	⑥ 長時間預かり保育 運営費支援事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	⑦ 届出保育施設 (⑧を除く)			135	7	24	18			135	7	24	18			135	7	24	18		
	⑧ 企業主導型保育施設 の地域枠			0	11	13	1			0	11	13	1			0	11	13	1		
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	小規模保育				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	家庭的保育				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	居宅訪問型保育				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	事業所内保育				0	0	0				0	0	0				0	0	0		
	(b)-(a)	425	0	182	1	30	31	452	0	221	3	7	48	480	0	262	7	16	36		

	令和10年度						令和11年度							
	1号	2号			3号			1号	2号			3号		
		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		左記以外	0歳児	1歳児	2歳児		
		A	B	C	D	E	F		A	B	C	D	E	F
量の見込み(a)	145	68	308	67	136	106	140	65	297	65	136	99		
確保方策 (b)	① 特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園) (④を除く)	637					640							
	② 特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所) (④を除く)		63	452	56	123	129		60	452	56	123	129	
	③ 確認を受けない幼稚園 (④を除く)	0												
	④ 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		5	0					5	0				
	⑤ 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)				0	0	0				0	0	0	
	⑥ 長時間預かり保育 運営費支援事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	⑦ 届出保育施設 (⑧を除く)			135	7	24	18			135	7	24	18	
	⑧ 企業主導型保育施設 の地域枠			0	11	13	1			0	11	13	1	
	⑨ 特定地域型保育				0	0	0				0	0	0	
	小規模保育										0	0	0	
	家庭的保育										0	0	0	
	居宅訪問型保育										0	0	0	
	事業所内保育										0	0	0	
	(b)-(a)	492	0	279	7	24	42	500	0	290	9	24	49	

(5)地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業(延長保育) 対象年齢 0~5歳

○事業の概要

保護者の就労状況等により、認可保育所、認定こども園などで、通常の保育時間を延長して保育を行います。

○利用の現状

- ・実施施設数(令和6年4月1日現在) 7箇所(内訳 保育所3園、認定子ども園4園)
- ・平成5年度利用状況

(施設/人)

利用時間	~18時 (延長なし)	~19時	~20時	~21時	~22時	合計
実施施設数		7	1			
年間利用児童数		305	5			

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

ニーズ調査において、定期的な教育・保育事業の利用希望として認可保育所・認定こども園を選択した人で延長保育の利用を希望する人

(人)

		(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	241	133	124	116	111	107
確保 方策	実人数	人	740	740	740	740	740	740
	施設数	か所	7	7	7	7	7	7

②放課後児童健全育成事業(学童保育所) 対象児童1~6年生

○事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

○利用の現状

- ・実施施設数(令和6年4月1日現在) 10箇所
(内訳 新宮小学校、新宮東小学校、立花小学校、新宮北小学校の敷地内に設置)
- ・利用状況の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
低学年	496	386	522	504	438
高学年	52	30	101	66	38

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

ニーズ調査において、5歳児が小学校就学後の放課後の過ごし方として学童保育所を希望した人。小学校高学年(4~6年生)については、ニーズ調査の学年別利用意向に基づき算出した結果を量の見込みとしています。

(人)

	(単位)	令和6年度 (10/1実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	542	614	553	507	463	417
1年生	人	187	219	196	180	165	148
2年生	人	163	192	171	157	143	129
3年生	人	113	133	119	109	99	90
4年生	人	64	57	54	49	45	40
5年生	人	14	12	12	11	10	9
6年生	人	1	1	1	1	1	1
確保 方策	実人数	人	570	570	570	570	570
	施設数	か所	10	10	10	10	10

③子育て短期支援事業(ショートステイ事業) 対象年齢0~5歳

○事業の概要

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭の養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院でこどもを預かります。

- ・ショートステイ: 宿泊を伴う利用
- ・トワイライトステイ: 平日の夜間や休日の利用

○利用の現状

- ・実施施設数(令和6年4月1日現在) 2箇所
(内訳 町外の子童養護施設、若葉荘(久山町)、福岡乳児院(福岡市博多区)に委託して実施)

トワイライトステイは、実際の利用数をニーズ量とします。

- ・利用状況の推移

(日)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ショートステイ	0	7	0	0	0

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

ニーズ調査において、保護者の用事等により泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった場合の対処方法として、ショートステイを利用した人、仕方なくこどもだけで留守番させた人の平均利用日数より算出。

(人日)

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	9	5	5	5	5	5
確保 方策	延べ人数	人日	5	5	5	5	5
	施設数	か所	2	3	3	3	3

④ 地域子育て支援拠点事業 対象年齢0～3歳

○事業の概要

就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

○利用の現状

- ・実施施設数(令和6年4月1日現在) 1箇所
(内訳 新宮町福祉センター「かんがるーひろば」)
- ・利用状況の推移

(人回/月)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新宮町福祉センター	1,195	390	271	515	665

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

ニーズ調査において、地域子育て支援拠点事業を利用している人と今後利用したいと回答した人の月あたり利用回数と希望回数の平均より算出。

(人回/月)

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	670	1,887	1,824	1,819	1,748	1,696
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

⑤一時預かり事業

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)》

対象年齢3～5歳 A 1号認定による利用 B 2号認定による利用

○事業の概要

現在の幼稚園における在園時対象の預かり保育は、町立幼稚園で実施しています。また、認定こども園の幼稚園部分では、在園している児童を対象に、一時預かりを行っています。

○利用の現状

- ・実施施設数(令和6年4月1日現在) 町内5箇所
(内訳 立花幼稚園、博多東幼稚園、新宮杜の宮コスモス保育園、新宮下府コスモス保育園、上府あおぞらこども園)

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

(人日)

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	9,444	11,920	10,782	9,574	9,053	8,738
1号認定	人日	2,736	2,798	2,531	2,247	2,125	2,051
2号認定	人日	6,708	9,122	8,251	7,327	6,928	6,687
確保方策	人日	74,400	74,400	74,400	74,400	74,400	74,400
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	人日	74,400	74,400	74,400	74,400	74,400	74,400
上記以外(*)	人日	0	0	0	0	0	0
確保方策	か所	5	5	5	5	5	5
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	か所	5	5	5	5	5	5
上記以外(*)	か所	0	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外の事業》

対象年齢0~5歳

○事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

○利用の現状

・実施施設数(令和6年4月1日現在) 10箇所

(内訳 町内の認可保育所・認定こども園8園、ファミリー・サポートセンターにより実施、令和6年度は、NPO法人への委託を追加して実施)

・利用状況の推移

(人日/年)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
預かり保育 (保育所・認定こども園8園)	47	28	125	32	24
ファミリー・サポート・センター事業	517	334	116	198	318

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

専業主婦(夫)家庭やパート家庭等実際の利用している家庭について、不定期の事業を利用希望する人のうち、祖父母に日常的にみてもらうことができる人を除いた人の平均利用希望日数。

※ニーズ調査による量の見込みは、利用実績との乖離があるため、令和5年度の利用実績を踏まえて、算出しました。

(人日/年)

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人日	384	312	282	251	237	229	
確保方策	人日	1,224	1,992	1,962	1,931	1,917	1,909	
	一時預かり	人日	840	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	トワイライト ステイ	人日	0	0	0	0	0	0
	子育て援助 活動支援	人日	384	312	282	251	237	229
確保 方策	一時預かり	か所	1	1	1	1	1	
	トワイライト ステイ	か所	0	0	0	0	0	
	子育て援助 活動支援	実施	あり	あり	あり	あり	あり	

⑦保育事業(病児・病後児保育事業) 対象年齢0～6年生

○事業の概要

保護者の勤務の都合、傷病、冠婚葬祭等により、家庭で保育が困難な病気のこどもを病院併設の保育施設等で一時的に預かります。

○利用の現状

・実施施設数(令和6年4月1日現在) 6箇所

内訳 古賀市 福岡東医療センター「たんぼぼ」4人以内
 こでまり小児科クリニック病児保育室「ここん・こが」6人以内
 福津市 まつなが小児科医院病児保育「ぴよぴよ」6名以内
 たけなかこどもクリニック病児保育室「ちゅーりっぷ」10名以内
 宗像市 片山医院病児保育室「めばえ」15名以内
 宗像医師会病後児デイケアルーム「すくすくくらぶ」8人以内

・利用状況の推移(延べ人数)

(人日/年)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用児童数	111	38	116	109	247

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

前期計画の算出方法を踏襲し、令和5年度利用実績の2倍程度を令和7年度以降の利用見込みとして、推計児童数で算出。

(人日/年)

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人日	247	494	461	433	413	399	
確保方策	人日	247	494	461	433	413	399	
	病児保育 事業	人日	247	494	461	433	413	399
	子育て援助 活動支援	人日	0	0	0	0	0	0
確保 方策	病児保育 事業	か所	0	0	0	0	0	
	子育て援助 活動支援	実施	無	無	無	無	無	

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 低学年、高学年

○事業の概要

保育所や学童保育所への送迎を含めて、一時的にこどもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介します。

0歳から5歳の利用については、一時預かりで記載。

○利用の現状

- ・実施個所数（令和6年4月1日現在）（内訳 預かり会員 73人）
- ・利用者数の推移

（人日/年）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	523	334	385	231	337

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

ニーズ調査において、5歳児が小学校就学後の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを希望した人の平均希望日数。

※5歳児の保護者の就学後の利用意向は、ありませんでした。

（人日）

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0	0
確保方策	人日	73	73	73	73	73	73

⑨妊婦健康診査

○事業の概要

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、町が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

○利用の現状

- ・母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を発行しています。
- ・令和5年度の実績は、受診者数（延べ）2816人回となっています。
- ・利用状況の推移 延べ人数

（人回/年）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
妊婦健診者数	4,358	3,201	3,598	3,441	2,816

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

出生数の推計から、妊婦一人あたりの健診回数14回として受診件数を算出。

（人回/年）

	(単位)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	対象者数	人	250	254	241	227	227	221
	健診回数	人回	14	14	14	14	14	14
確保方策 (実施体制)			3,556	3,374	3,178	3,178	3,094	

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 0歳

○事業の概要

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

○利用の現状

- ・令和5年度の訪問実績は239件(99.2%)で、訪問が実施できなかった乳児に対しては、他市町村への訪問依頼や医療機関等との連携を図り100%の状況把握を行っています。
- ・利用状況の推移

(人、%)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問実績	345	270	300	291	239
訪問率	98.0	76.3	96.5	96.7	99.2

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

訪問件数は、0歳の人口推計に令和6年度の訪問率を乗じて算出。令和7年度以降の訪問率は100%を目指します。

(人)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	228	254	241	227	227	221
確保策	228	254	241	227	227	221

⑪利用者支援事業

○事業の概要

利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行います。

○利用の現状

- ・実施施設数（令和6年4月1日現在） 1箇所
（内訳 こども家庭センター(子育て世代包括支援センター)）
- ・利用箇所の推移

(箇所)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
こども家庭センター	1	1	1	1	1

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

ニーズ調査によらずに子ども家庭センターにおいて設定。

(箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1	1

⑫ 養育支援訪問事業

○事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○利用の現状

・利用状況の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間訪問件数(延べ)	26	37	30	36	43

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

前期計画を踏襲し、令和6年度の実績見込 50 人を、令和7年度以降の各年の量の見込みとします。

(人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間訪問件数 (延べ)	量の見込み	50	50	50	50	50	50
	確保策	50	50	50	50	50	50

児童福祉法改正及び子ども・子育て支援法改正による

新しい地域子ども・子育て支援事業

令和4年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケア事業が新たに創設され、令和7(2025)年4月1日から施行されます。これらの事業も地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を算出します。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

○事業の概要

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を行う事業です。

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

(人日)

		(単位)	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日		0	12	12	12	12	12
確保方策	人日		0	12	12	12	12	12

⑭児童育成支援拠点事業

○事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

国の指針に従い、関係機関と連携し、今後の事業実施に向けて検討を進めていきます。

⑮親子関係育成支援事業

○事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

対象となる世帯を把握し、今後の事業実施に向けて検討を進めていきます。

⑯妊婦等包括相談支援事業

○事業の概要

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う伴走型相談支援事業です。安心して、出産・子育てができるよう、出産・育児の見通しを一緒に立てるため、妊娠届出時、妊娠8か月頃（希望者等）、出産後に面談を行います。

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

計画期間中の出生数推計値に、面談回数3回を乗じて算出。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	762	723	681	681	663
確保方策	508	482	454	454	442
確保方策 (上記以外で業務委託)	254	241	227	227	221

⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

○事業の概要

保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児または幼児(満3歳未満)に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言、援助を行う事業です。本町では、平成8年度より実施予定です。

○量の見込みと確保の内容(提供体制)

ニーズ調査において、0~2歳の未就園児のうち、「こども誰でも通園制度」の利用を希望する人数に、月の利用上限数である10時間に乗じて算出。ただし、0歳児については制度の対象年齢が生後6か月以降であることから、算出した時間数を2で除しています。また、必要定員数は、算出した必要受入れ時間数を定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(176時間)で除して算出しています。

(時間/人)

	(単位)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	時間	-	2,448	2,397	2,309	2,253
0歳	時間	-	935	881	881	857
1歳	時間	-	1,017	963	904	904
2歳	時間	-	496	554	524	491
必要定員数	人	-	14	14	13	13
0歳	人	-	5	5	5	5
1歳	人	-	6	5	5	5
2歳	人	-	3	3	3	3
確保方策	時間	-	2,448	2,397	2,309	2,253
0歳	時間	-	935	881	881	857
1歳	時間	-	1,017	963	904	904
2歳	時間	-	496	554	524	491
確保方策	人	-	14	14	13	13
0歳	人	-	5	5	5	5
1歳	人	-	6	5	5	5
2歳	人	-	3	3	3	3

⑱産後ケア事業

○事業の概要

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域こども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

○利用の現状

令和4年4月から産婦人科、助産師等の専門職に委託し、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケアサービスを開始しました。

利用実績は、令和4年度44人回、令和5年度114人回となっています。

○量の見込みと確保の内容（提供体制）

令和4年度および令和5年度の利用実績を踏まえて設定。

（人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	191	181	170	170	166
確保方策(延べ)	191	181	170	170	166

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し、助成を行っています。

⑳多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園等における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図ります。

㉑子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待について、早期発見と迅速で適切な対応を図るため、宗像児童相談所や粕屋警察署、町の関係機関や幼稚園、保育園、学校などが連携し、新宮町要保護児童対策地域協議会を設置して、研修会や児童虐待防止の啓発活動等を実施しています。

(6)教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、保護者の就労等の有無にかかわらず利用ができることから、今後も一定のニーズが見込まれます。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなるなど、普及が図られています。本町においても、教育・保育ニーズの動向や地域の実情等を勘案しながら、状況に応じて取組を進めていきます。

②教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、すべてのこどもが健やかに育つことができるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

町内の幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供や研修への支援を行うなど、教職員の専門性向上に向けた取り組みを促進します。

③関係機関との連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するために、幼稚園・保育所・認定こども園や地域型保育事業者の連携を促進します。また、幼稚園や保育施設と小・中学校との交流や連携を図ることで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

(7)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019年(令和元年)の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、幼稚園、認可外保育施設等の施設や、預かり保育事業等の利用を対象とした「子育てのための施設等利用給付制度」が新設されました。

本町においては、保護者が施設等利用給付を円滑に利用できるよう、給付申請及び支払いについて公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

町は本計画に基づく事業の実施主体として、全ての子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、町内・町外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、子どもの権利を保障し、子どもの育ちを地域全体で支えるまちにしていくためには、行政の力だけでなく、家庭や地域との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと協力し、またその活動を支援します。

2 計画の点検・評価

本計画を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するために、各事業について毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議において評価・検証を行い、計画の着実な推進を図ります。また、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づき客観的に点検・評価を行います。

また、第5章「子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「確保内容(提供体制)」」に関しては、国の制度や町内及び周辺施設の状況の変化に伴って変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年 12月13日(水)	こどもまんなか会議 ①新宮町こども計画の策定に向けて
令和6年 1月24日(水)	こどもまんなか会議 ①新宮町こども計画策定ニーズ調査票(案)について
令和6年 2月14日(水)	こどもまんなか会議 ①新宮町こども計画策定ニーズ調査票(案)について 新宮町子ども子育て会議 ①第3期新宮町子ども・子育て支援事業計画の策定について ②新宮町こども計画の策定について
令和6年 3月4日(月)～ 3月31日(日)	◎こども計画策定に関する調査の実施 ①「こども計画策定に伴う小学生ニーズ調査」 ②「こども計画策定に伴う中学生ニーズ調査」 ③「子どもの生活に関する実態調査」(小学生・中学生・保護者) ④「子ども・子育て支援ニーズ調査」(就学前児童保護者) ⑤「子ども・子育て支援ニーズ調査」(小学生保護者)
令和6年 8月19日(月)	こどもまんなか会議 ①ニーズ調査の報告 小・中学生調査結果 ②計画策定スケジュール(会議日程・議題) ③その他
令和6年 9月24日(火)	こどもまんなか会議 ①ニーズ調査の報告 保護者調査結果 ②こども計画の基本理念(案) ③こども計画の体系(案)について ④その他
令和6年 10月3日(木)	新宮町子ども子育て会議 ①子ども・子育て支援ニーズ調査結果 ・新宮町子ども人口推計結果 ・新宮町子ども子育て支援事業のニーズ量推計結果 各種サービスの利用実態による補正など
令和6年 9月～11月	こどもまんなかモニターの募集

年 月 日	内 容
令和6年 10月30日(水)	<p>こどもまんなか会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども計画 第4章基本目標 I (案)について ②こども計画の成果指標(案)について ③その他
令和6年 11月27日(水)	<p>こどもまんなか会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども計画 基本目標Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(案)について ②こども計画の成果指標(案)について ③その他
令和7年 1月16日(木)	<p>こどもまんなか会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども計画 実施計画(全体)(案)について 委員意見を踏まえて修正案を確認 ②こども計画の成果指標(案)について ③パブリックコメントの実施について ④その他
令和7年 1月30日(木)	<p>新宮町子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域子ども・子育て支援事業 ニーズ量の見込みと確保策について ②こども計画(案) 子ども・子育て支援事業計画
令和7年 2月3日(月)~ 3月5日(水)	<p>「新宮町こども計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施</p>

2 新宮町子ども・子育て会議条例

平成25年3月28日

新宮町条例第17号

改正 令和5年9月15日条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、新宮町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 子ども・子育て会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、議長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月15日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 新宮町子ども・子育て会議委員名簿

◎任期: 令和5年2月22日～令和6年3月31日

※敬称略

役職	選出区分	氏名
議長	学識経験者	東 育 子
副議長	認可保育所園長代表	濱 崎 保 之
委員	粕屋医師会	田 中 能 文
委員	粕屋歯科医師会	伊 山 慎 二
委員	町立幼稚園園長代表	片 岡 加 奈 子
委員	小学校校長代表	稲 津 一 徳
委員	保育所保護者代表	長 岡 菜 津 美
委員	幼稚園保護者代表	大 西 統 子
委員	小学校保護者代表	山 崎 公 子
委員	新宮町民生委員・児童委員協議会	西 津 清 美
委員	新宮町福祉委員会	黒 木 睦 枝
委員	新宮町社会福祉協議会	吉 田 美 枝
委員	新宮町行政区長会	瀬 尾 直 行
委員	新宮町副町長	田 中 真 人
委員	新宮町教育委員会学校教育課	三 船 史 郎
事務局	新宮町子育て支援課	高 木 昭 典
事務局	新宮町子育て支援課	阿 部 仁
事務局	新宮町子育て支援課	今 林 美 和 子
事務局	新宮町子育て支援課	川 涯 聡 子
事務局	新宮町子育て支援課	山 下 峰 代
事務局	新宮町子育て支援課	佐 藤 ミ ク
事務局	新宮町子育て支援課	田 中 淳 也
事務局	新宮町子育て支援課	小 川 紘 正

◎任期: 令和 6 年 10 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

※敬称略

役職	選出区分	氏名
議長	学識経験者	東 育 子
副議長	認可保育所園長代表	福 添 美 保 子
委員	粕屋医師会	田 中 能 文
委員	粕屋歯科医師会	伊 山 慎 二
委員	町立幼稚園園長代表	片 岡 加 奈 子
委員	小学校校長代表	安 部 憲 司
委員	保育所保護者代表	南 里 有 太 郎
委員	幼稚園保護者代表	中 村 京 子
委員	小学校保護者代表	山 崎 公 子
委員	新宮町民生委員・児童委員協議会	西 津 清 美
委員	新宮町福祉委員会	黒 木 睦 枝
委員	新宮町社会福祉協議会	吉 田 美 枝
委員	新宮町行政区長会	瀬 尾 直 行
委員	新宮町副町長	田 中 真 人
委員	新宮町教育委員会学校教育課	三 船 史 郎
事務局	新宮町子育て支援課	山 口 望 美
事務局	新宮町子育て支援課	高 木 克 博
事務局	新宮町子育て支援課	今 林 美 和 子
事務局	新宮町子育て支援課	川 涯 聡 子
事務局	新宮町子育て支援課	山 下 峰 代
事務局	新宮町子育て支援課	佐 藤 ミ ク
事務局	新宮町子育て支援課	田 中 淳 也
事務局	新宮町子育て支援課	小 川 紘 正

4 こどもまんなか会議委員名簿

◎令和5年度

※敬称略

所 属	氏 名
認可保育所園長	松 崎 俊 法
認可保育所園長	元 満 奈 緒 美
届出保育施設長代表	山 田 賢 志
町立幼稚園園長	片 岡 加 奈 子
小学校校長代表	高 田 竜 也
中学校校長代表	藤 田 勉
新宮町教育委員会	高 口 道 利
新宮町民生委員・児童委員協議会	森 恭 弘
新宮町民生委員・児童委員協議会	西 津 清 美
新宮町社会福祉協議会	吉 田 美 枝
町内助産師	早 川 し お り
町内子育て関係NPO法人	西 河 扶 美 子
新宮町健康福祉課	内 兼 久 康 宏
新宮町教育委員会学校教育課	三 船 史 郎
新宮町教育委員会社会教育課	高 木 克 博
新宮町健康福祉課	網 中 千 佳
新宮町教育委員会社会教育課	阿 部 聖
事務局子育て支援課	高 木 昭 典
事務局子育て支援課	阿 部 仁
事務局子育て支援課	今 林 美 和 子
事務局子育て支援課	川 涯 聡 子
事務局子育て支援課	山 下 峰 代
事務局子育て支援課	小 村 彩 乃

所 属	氏 名
認可保育所園長	松 崎 俊 法
認可保育所園長	元 満 奈 緒 美
届出保育施設長代表	山 田 賢 志
町立幼稚園園長	片 岡 加 奈 子
小学校校長代表	高 田 竜 也
中学校校長代表	藤 田 勉
新宮町教育委員会	高 口 道 利
新宮町民生委員・児童委員協議会	森 恭 弘
新宮町民生委員・児童委員協議会	西 津 清 美
新宮町社会福祉協議会	足 立 将 之
町内助産師	早 川 し お り
町内子育て関係NPO法人	西 河 扶 美 子
新宮町健康福祉課	内 兼 久 康 宏
新宮町教育委員会学校教育課	三 船 史 郎
新宮町教育委員会社会教育課	船 越 憲 幸
新宮町健康福祉課	網 中 千 佳
新宮町教育委員会社会教育課	阿 部 聖
事務局子育て支援課	山 口 望 美
事務局子育て支援課	高 木 克 博
事務局子育て支援課	今 林 美 和 子
事務局子育て支援課	川 涯 聡 子
事務局子育て支援課	山 下 峰 代
事務局子育て支援課	山 本 雅 之
事務局子育て支援課	小 村 彩 乃

新宮町こども計画

令和 7 年 3 月

発 行 新宮町

企画・編集 新宮町子育て支援課(シーオーレ新宮)

〒811-0124

福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号

TEL 092-963-2995(直通) FAX 092-962-5333



新宮町こども計画

(令和7～11年度)

令和7年3月

発行 新宮町
企画・編集 新宮町子育て支援課

〒811-0124 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号
TEL (092) 963-2995
FAX (092) 962-5333